

第2期交野市子ども・子育て支援事業計画

<案>

令和2年2月

交野市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 子ども・子育て支援新制度の概要	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口等の動向	7
2 主な子ども・子育て支援事業一覧	21
3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	22
4 子どもの生活実態調査結果	32
第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題	38
1 第1期子ども・子育て支援事業計画の法定事業の実績	38
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	44
3 交野市を取り巻く課題	48
第4章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策の体系	53
第5章 施策の展開	53
基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり	54
基本目標2 子どもの育ちを支える まちづくり	67
基本目標3 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり	74
第6章 法定事業の目標値等	81
1 基本的な考え方	81
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	82
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	85
第7章 計画の推進	93
1 推進体制の充実	93
2 計画の点検・評価に向けて	93
資料編	94
1 交野市子ども・子育て会議条例	94
2 交野市子ども・子育て会議委員名簿	96
3 交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過	97
4 用語集	98

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済へ影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、過去最低とされる平成 17 年の 1.26 から、平成 30 年は 1.42 まで上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感等が指摘されています。

国では、平成 24 年制定の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が平成 27 年 4 月から施行されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。平成 29 年には「子育て安心プラン」、平成 30 年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童の解消に向け、受け皿拡大を図るための施策が進められています。さらに、令和元年 5 月には、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年 10 月から全面的に実施されています。

子どもの貧困問題への対応については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。

交野市では、平成 17 年 3 月に、次世代育成対策推進法に基づく「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画）を策定し、平成 22 年 3 月に後期計画を策定しました。また、平成 26 年 3 月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。さらに、前述の法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、平成 30 年 3 月に「交野市子ども・子育て支援事業計画-子どもの貧困対策編-」として策定しました。

このたび、令和元年度に第 1 期計画が計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市の子どもや子育てを取り巻く現状、第 1 期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子どもの貧困対策編」を包含し、「第 2 期交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（本計画では、「交野市次世代育成支援行動計画」という。）（任意計画）と一体的に策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」（本計画では、「子どもの貧困対策計画」という。）や母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」（本計画では、「ひとり親家庭自立支援計画」という。）を包含するものとします。

なお、「交野市総合計画」やその他の関連計画との整合を図ります。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

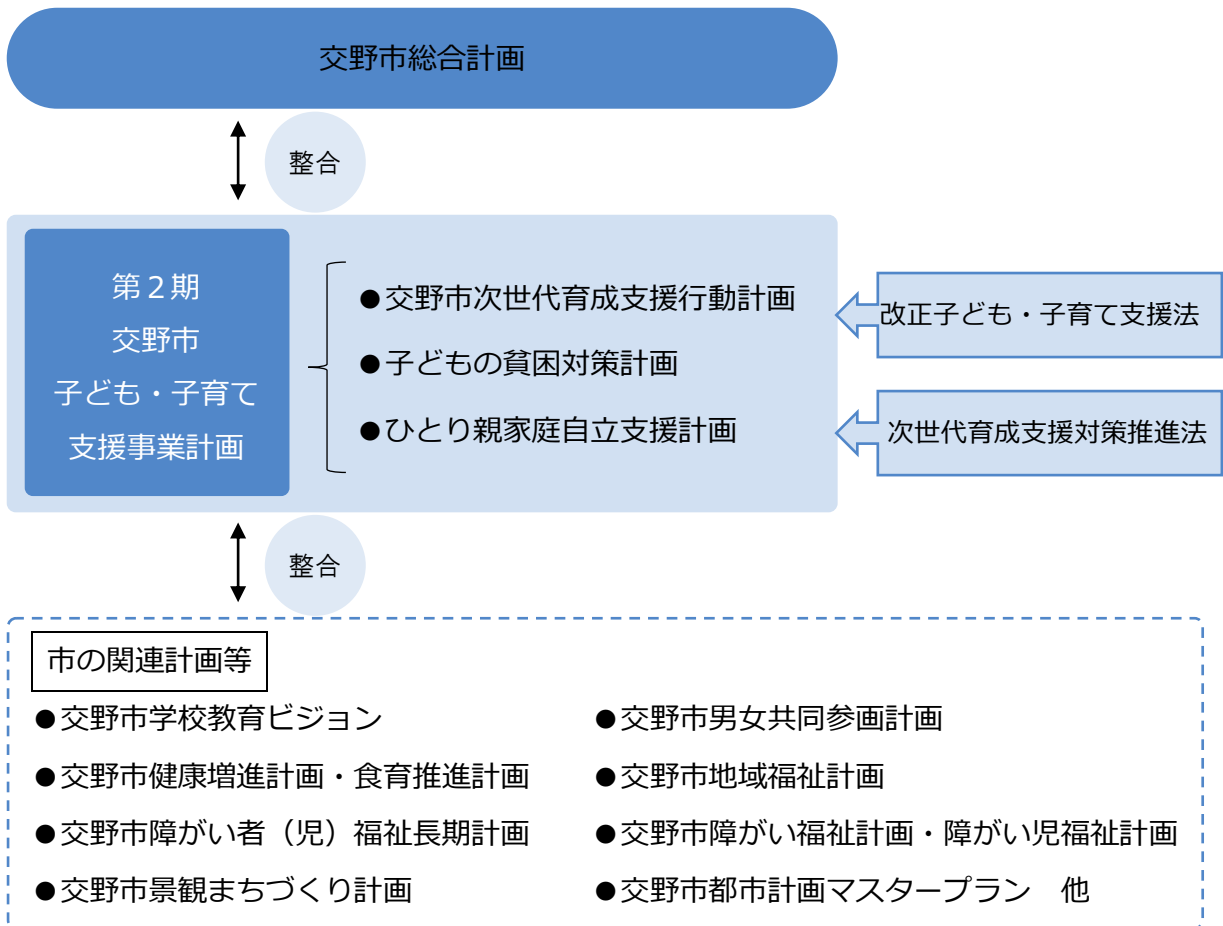
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

（自立促進計画）

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○【新制度】幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○家庭的保育事業 ○事業所内保育事業

2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に応じて給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	
○利用者支援事業	○地域子育て支援拠点事業
○妊婦健康診査事業	○こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業	○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
○一時預かり事業	○延長保育事業
○病児保育事業	○放課後児童健全育成事業（放課後児童会）
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	○多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年を第2期とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

(年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交野市 子ども・子育て 支援事業計画	第1期					第2期（本計画）				

5 計画の策定体制

1) 交野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査地域：交野市全域
- 調査対象者：交野市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）1,600人
交野市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査）1,700人
- 調査期間：平成30年11月22日（木）～平成30年12月14日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,600票	814票	50.9%
小学生用調査	1,700票	882票	51.9%

3) 団体アンケート調査

子ども・子育てに関するアンケート調査に加え、交野市の子育てにかかる現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施または支援する団体を対象に実施しました。

- 調査地域：交野市全域
- 調査対象者：子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する交野市内の団体
- 調査期間：平成31年1月～3月
- 調査方法：直接配布、直接または郵送での回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
団体アンケート調査	83票	72票	86.7%

4) 子育て支援者活動をつなぐ交流会におけるワークショップの開催

子育て中の保護者や子育て支援者の視点から交野市の子ども・子育てに関する現状と課題を把握するため、令和元年5月31日（金）に子育て支援者活動をつなぐ交流会において、「『話そう！子育て世代の困りごと』～地域ぐるみで子育てを支える交野へ～」を開催しました。45人が参加し、ワークショップ形式による意見交換を行いました。

5) パブリックコメント

市民の意見を本計画に広く反映させるため、令和元年12月9日（月）～令和2年1月10日（金）の期間、計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。



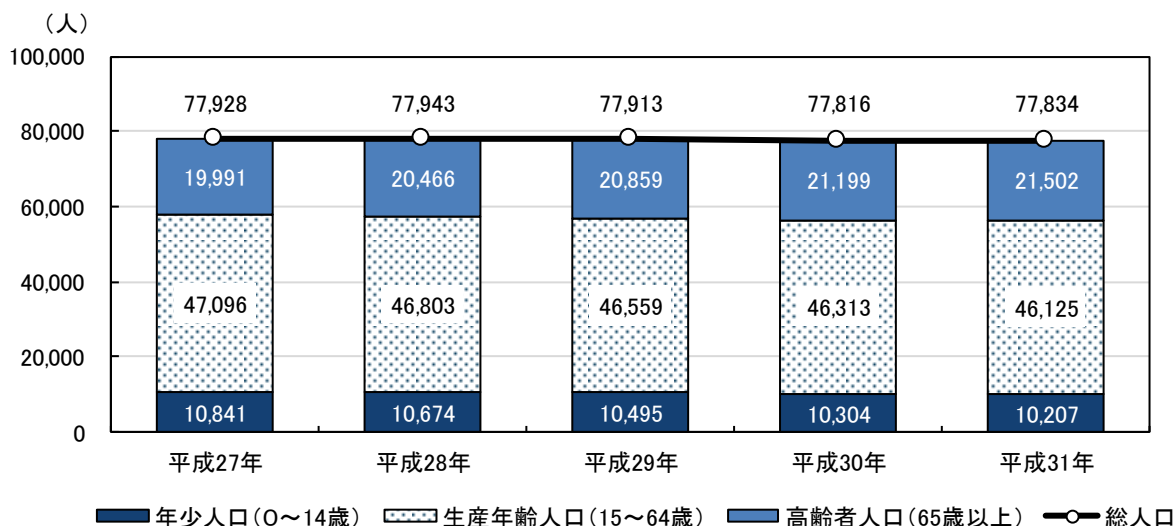
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の動向

1) 人口の推移

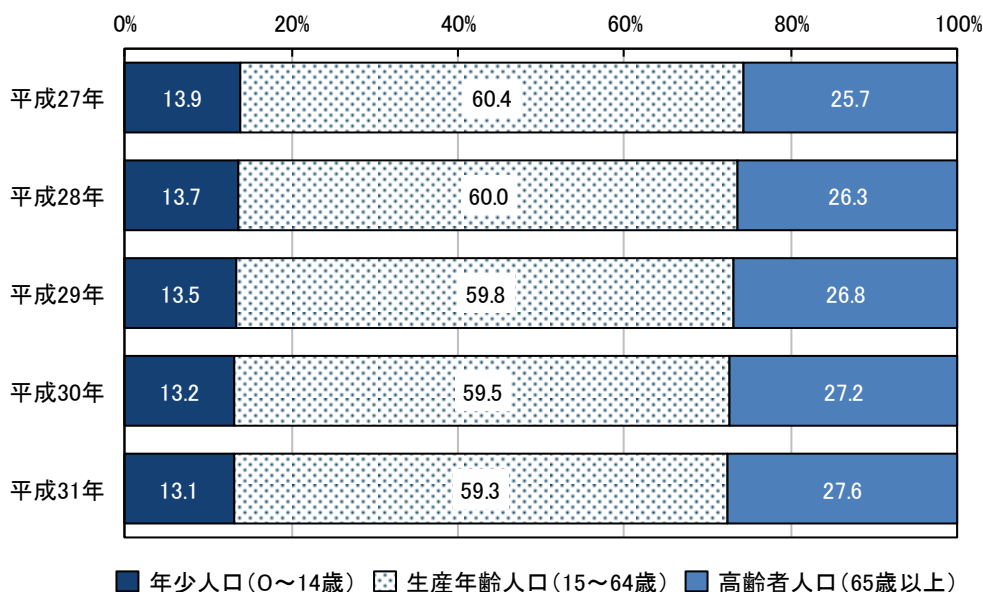
交野市の人口は、平成27年以降、徐々に減少し、平成31年3月時点で77,834人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■年齢3区分人口構成比の推移



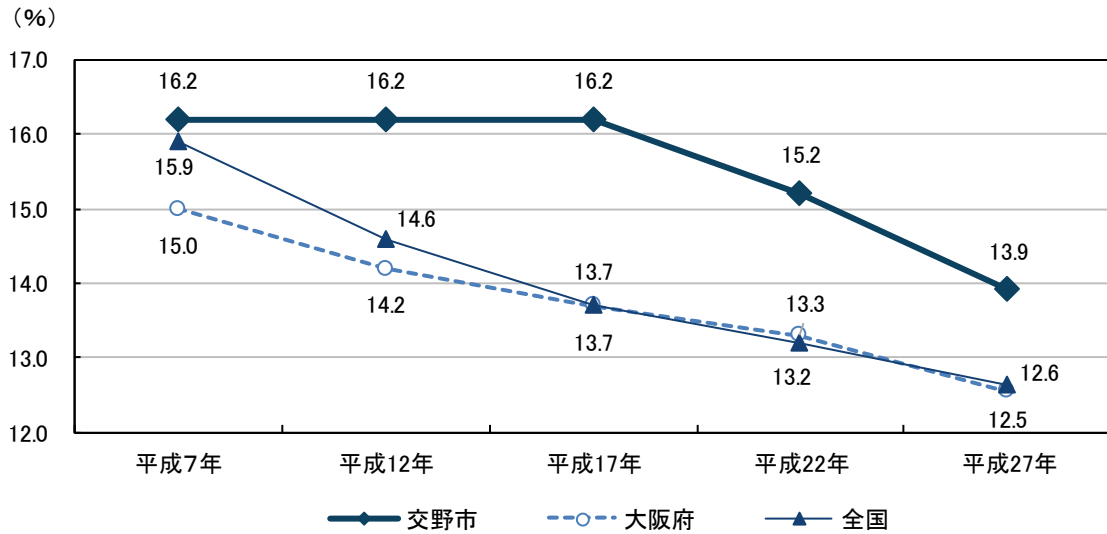
資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合は、平成17年を境に減少し、平成27年には13.9%と、大阪府、全国との差は縮まっています。

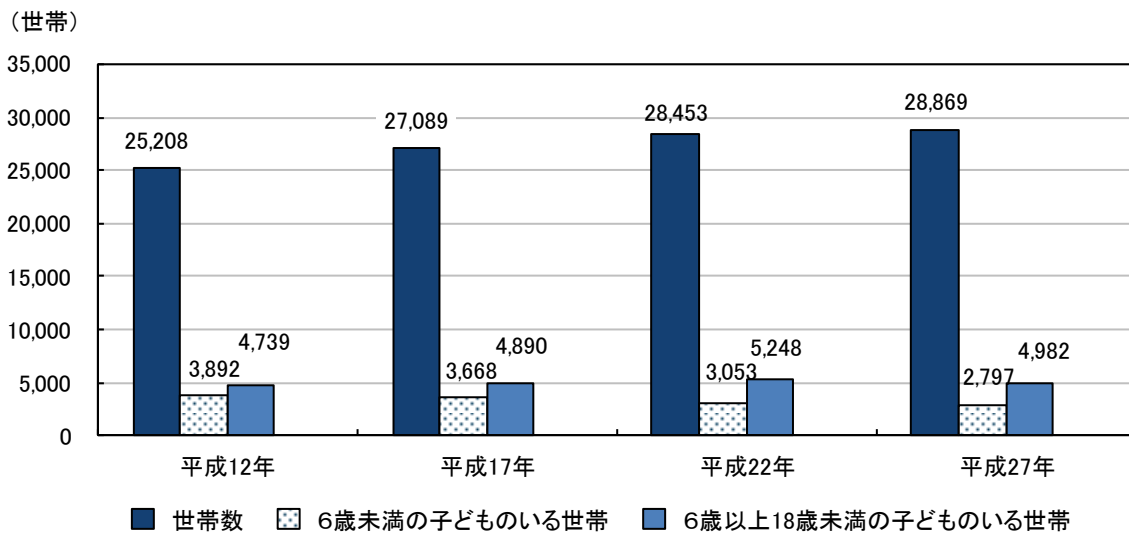
また、世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあります。6歳以上18歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加していましたが、平成27年は減少しています。

■年少人口割合の推移



資料：国勢調査

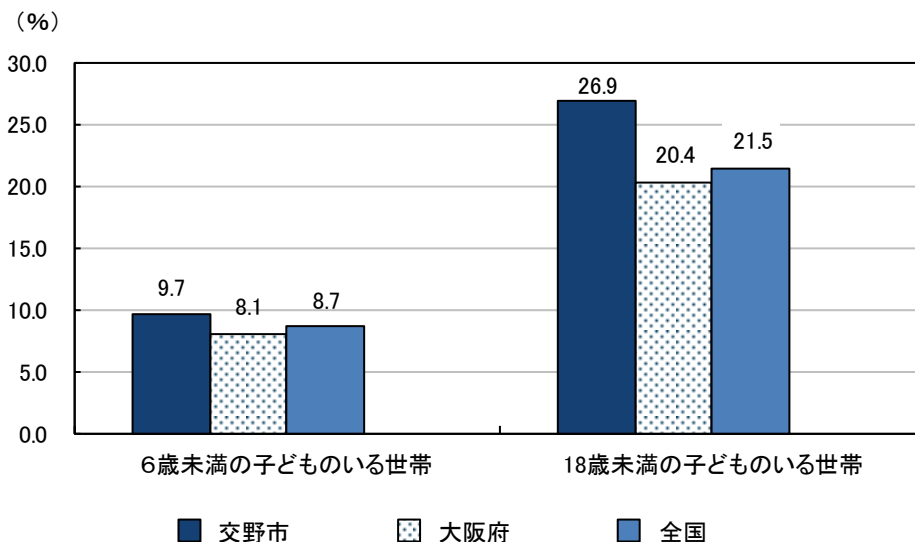
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市の子どものいる世帯割合を大阪府、全国と比較すると、6歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 9.7%、大阪府 8.1%、全国 8.7%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 26.9%、大阪府 20.4%、全国 21.5%となっており、大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

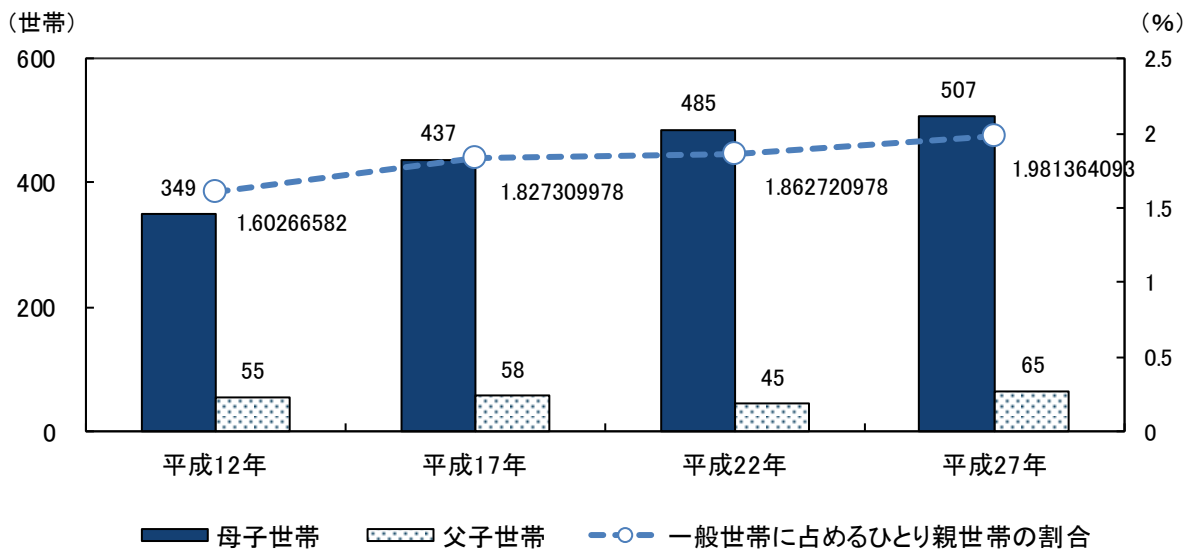
■子どものいる世帯割合の比較



資料：国勢調査（平成27年）

交野市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にあり、父子世帯は増減を繰り返しています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年には1.98%となっています。

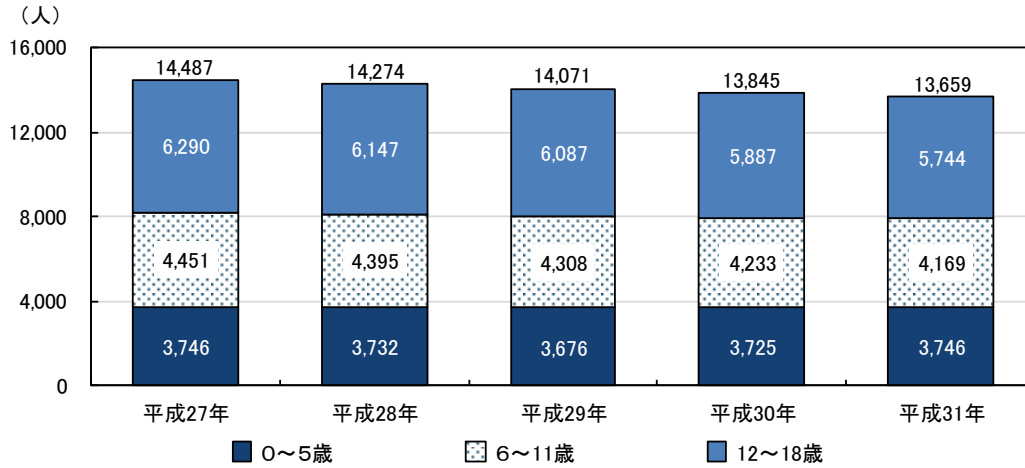
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市の0～18歳人口の推移をみると、0～5歳人口は平成27年と平成31年は同数となっています。6～11歳人口は平成27年から平成31年にかけて約300人減少、12～18歳人口は平成27年から平成31年にかけて約500人減少しています。

■0～18歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

交野市の0～18歳の将来人口をみると、令和2年以降、宅地開発等の影響により、6～11歳人口は微増が見込まれる一方、0～5歳人口、12～18歳人口は減少傾向となっています。

■0～18歳人口の将来推計

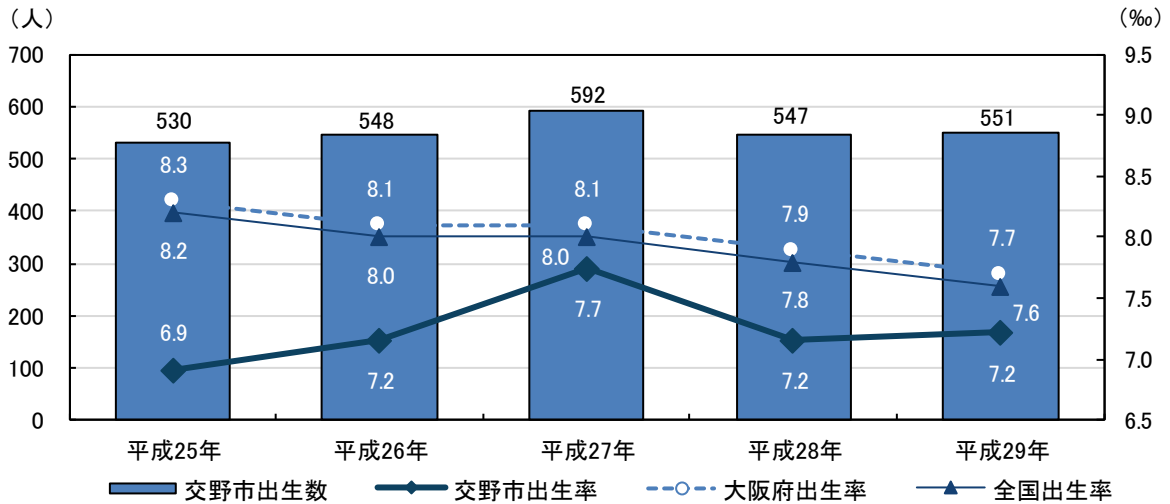
区分	推計								
	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	568	555	553	558	521	511	512	505	497
1歳	637	611	581	603	600	564	558	559	542
2歳	598	642	631	620	625	621	590	578	576
3歳	641	617	663	645	645	648	650	612	597
4歳	603	643	641	678	663	662	671	667	626
5歳	685	608	656	642	693	676	682	684	675
6歳	713	705	620	674	665	715	705	704	702
7歳	690	712	714	623	683	673	730	712	707
8歳	745	698	712	725	634	693	690	740	718
9歳	727	744	697	705	730	636	703	693	739
10歳	716	730	752	697	712	736	646	709	697
11歳	804	719	738	745	705	720	747	654	715
12歳	802	810	721	747	752	710	729	752	657
13歳	893	806	819	727	751	756	717	733	754
14歳	852	895	806	818	730	752	761	719	733
15歳	906	860	901	802	828	738	767	769	723
16歳	890	911	858	891	808	832	748	771	769
17歳	927	887	909	858	896	812	843	752	772
18歳	877	918	873	901	844	878	804	827	734
0～5歳	3,732	3,676	3,725	3,746	3,747	3,682	3,663	3,605	3,513
6～11歳	4,395	4,308	4,233	4,169	4,129	4,173	4,221	4,212	4,278
12～18歳	6,147	6,087	5,887	5,744	5,609	5,478	5,369	5,323	5,142

資料：市子育て支援課

3) 出生数・出生率の推移

交野市の近年の出生数をみると、平成25年は530人でしたが、その後増減を繰り返し、平成29年は551人となっています。これに伴い、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成29年の出生率は7.2‰(パーミル)となっており、大阪府や全国よりも低い値で推移しています。

■出生数・出生率の推移

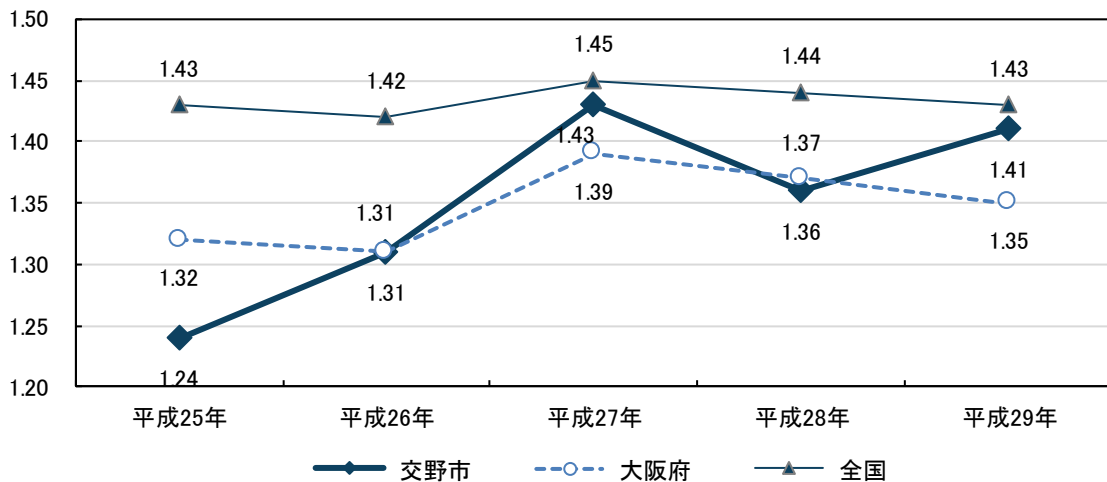


資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

4) 合計特殊出生率の推移

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成25年は1.24でしたが、平成29年は1.41となっており、平成25年よりも0.17ポイント上昇しています。大阪府より0.06ポイント高くなっています。

■合計特殊出生率の推移

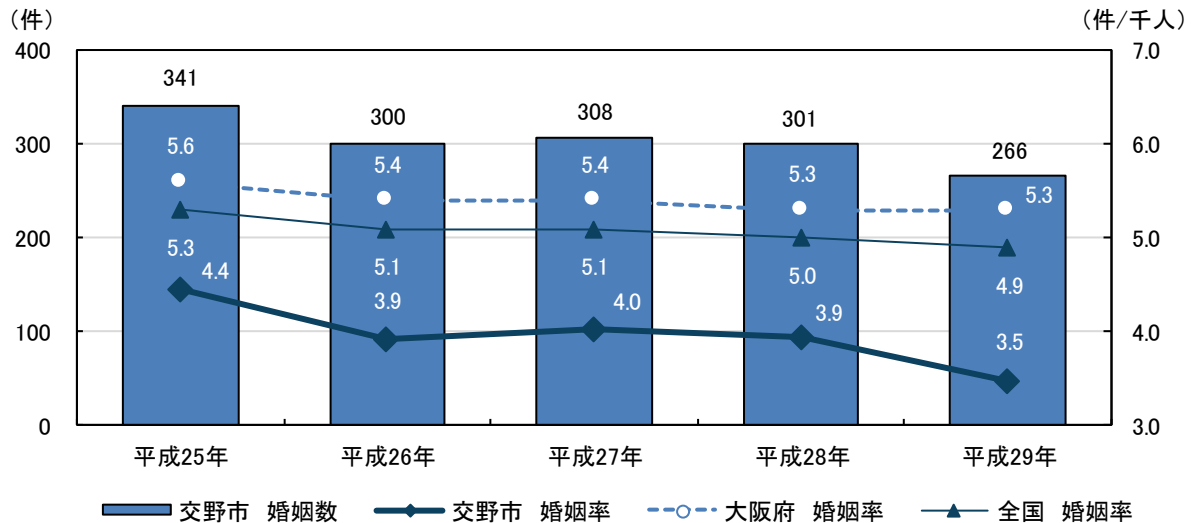


資料：人口動態統計、市健康増進課

5) 婚姻等の状況

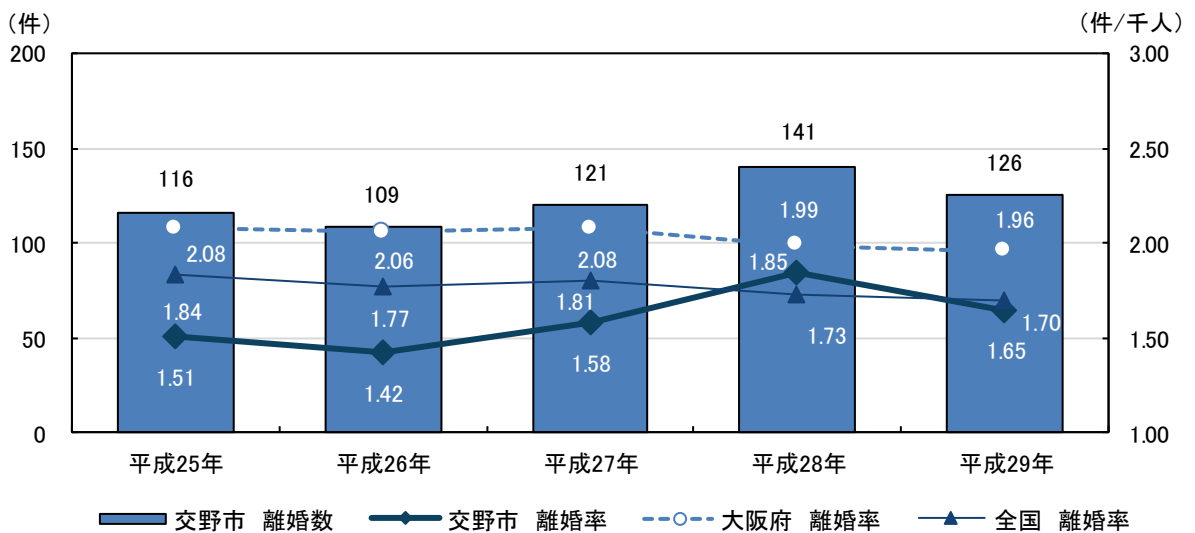
交野市の近年の婚姻数をみると、平成25年は341件でしたが、平成29年は266件と減少しています。一方で、離婚数は、平成25年の116件から平成29年は126件と増加しています。婚姻率は大阪府や全国に比べて低い値で推移していますが、離婚率は府に比べて低い値で推移している一方、国の値に近づいています。

■婚姻数の推移



資料：人口動態統計

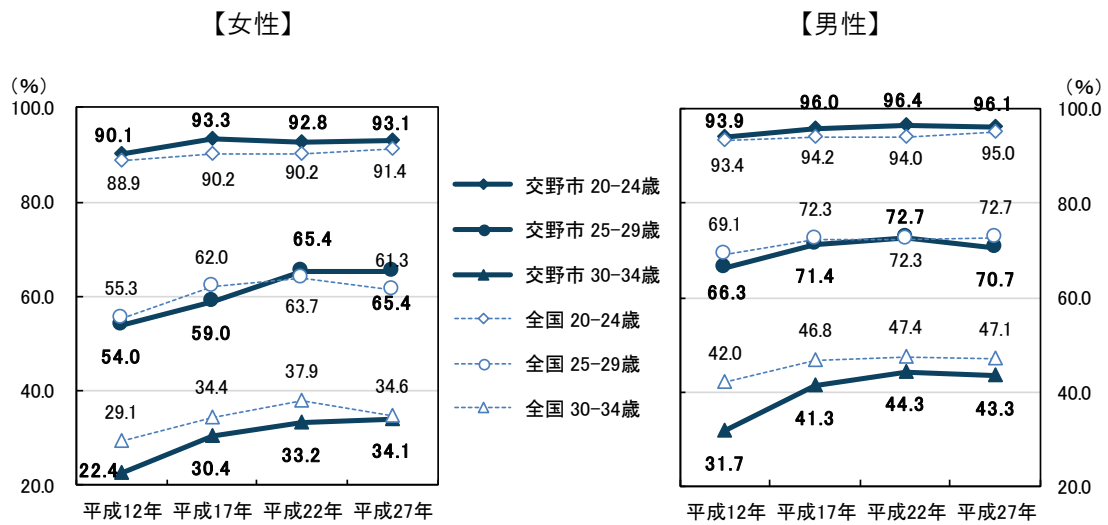
■離婚数の推移



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに 20～24 歳では全国より高くなっていますが、30～34 歳では全国に比べて低い値で推移しています。

■未婚率の推移

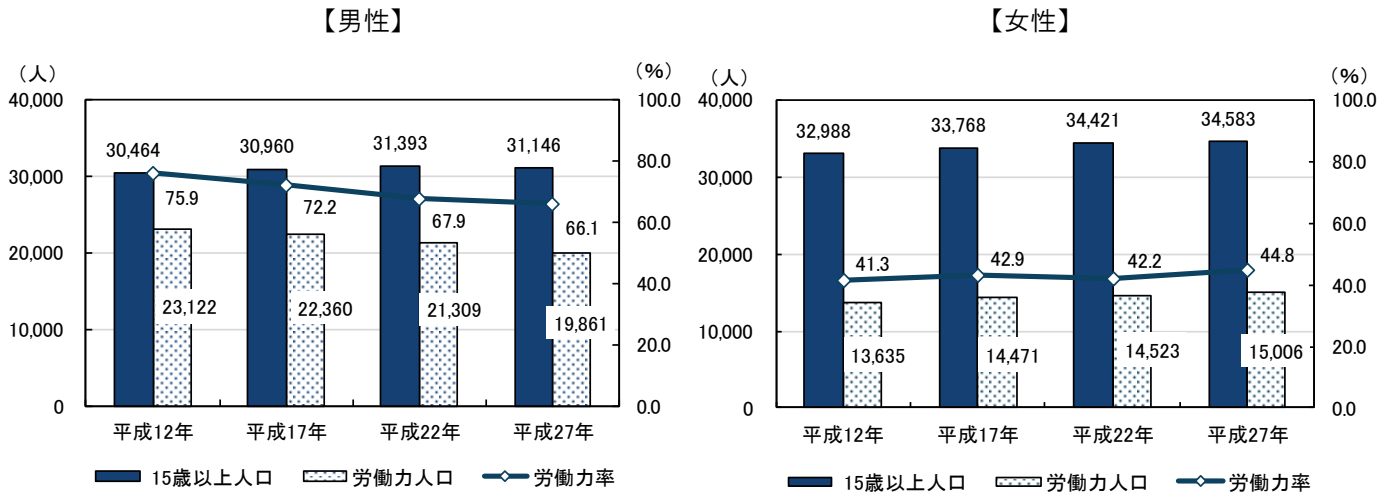


資料：国勢調査

6) 労働力状態

交野市の平成27年の労働力人口は、男性が19,861人、女性が15,006人となっています。平成12年から比較すると、男性の労働力人口は減少傾向である一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。

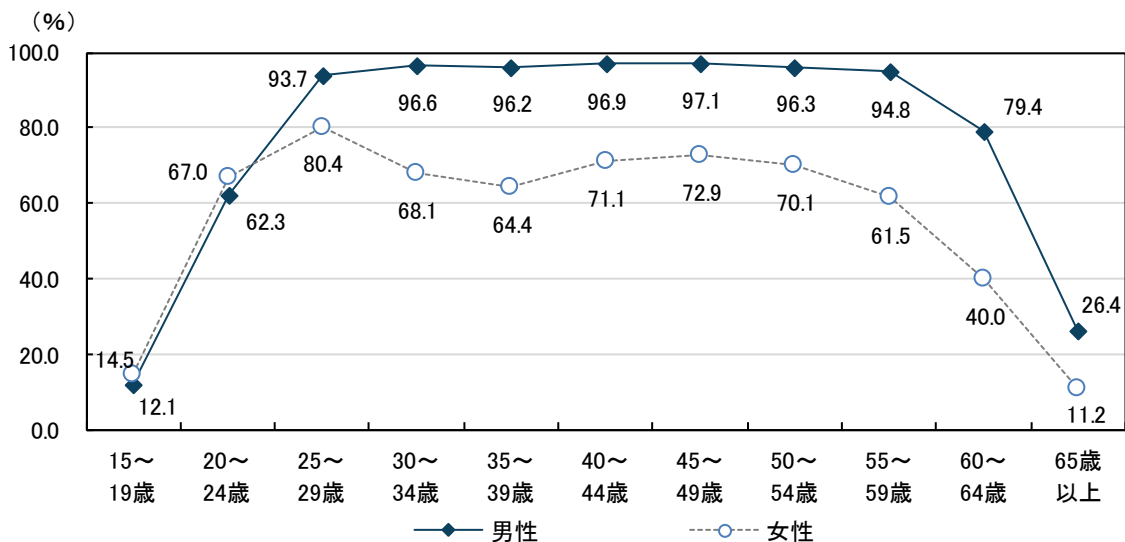
■労働力人口の推移



資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率をみると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代で6割台に落ち込み、40歳代・50歳代前半で7割台と再び高くなっており、M字カーブを描いています。また、女性の40歳以上では45～49歳の72.9%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の80.4%と比べると低い値となっています。

■年齢階級別・男女別労働力率

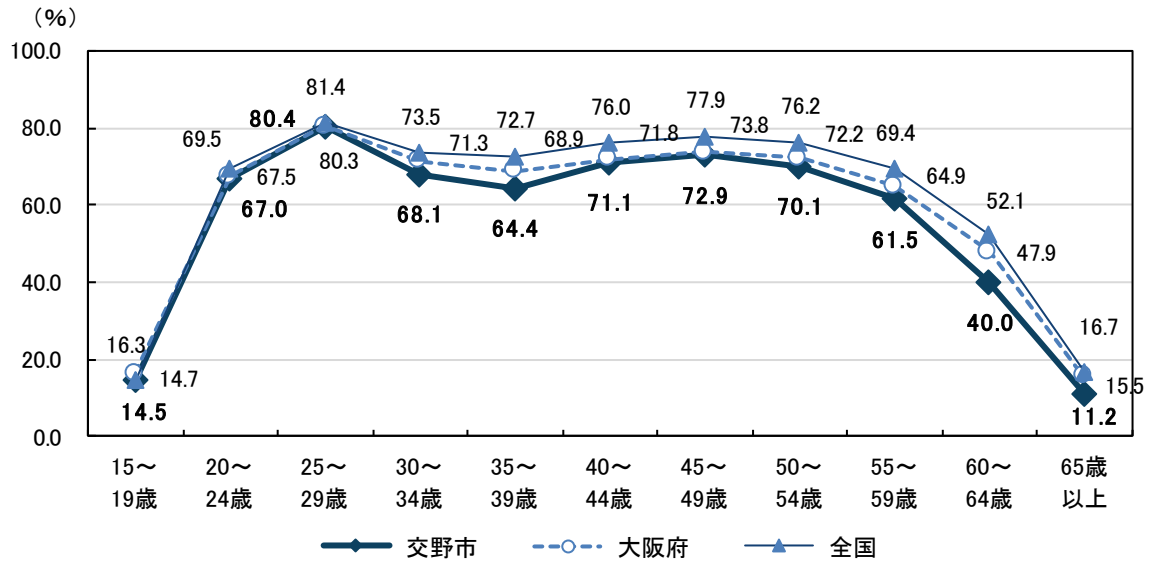


資料：国勢調査（平成27年）

交野市の女性労働力率を大阪府や全国と比較すると、交野市が 44.8%、大阪府が 48.3%、全国が 50.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別にみると、30～39歳の労働力率が大阪府や全国と比べて低くなっています。

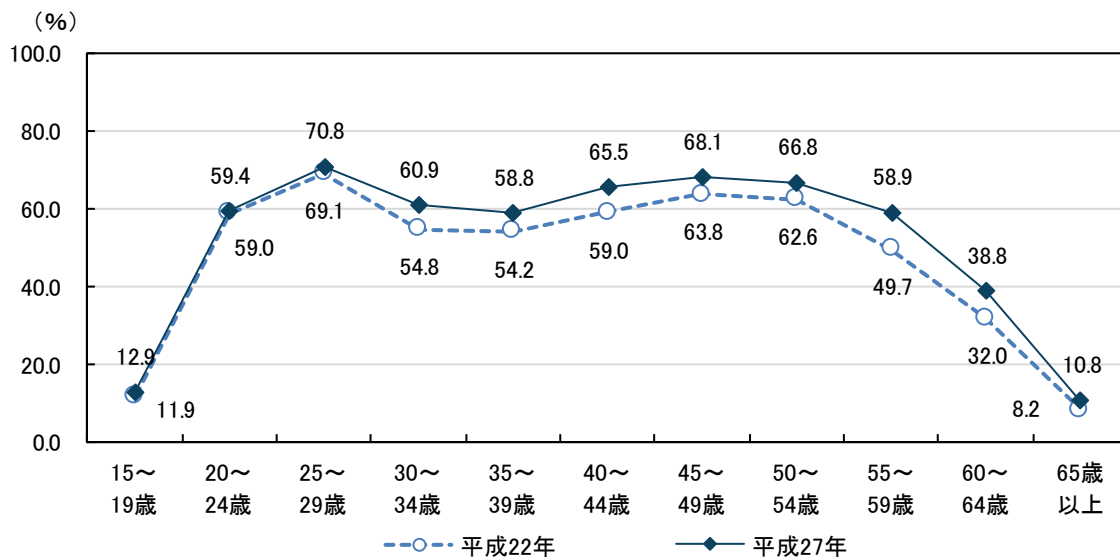
■年齢階級別女性労働力率の比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

女性就業率を平成 22 年と比較すると、すべての年代において就業率は上昇し、M字カーブの谷は浅くなっています。

■年齢階級別女性就業率の比較



資料：国勢調査

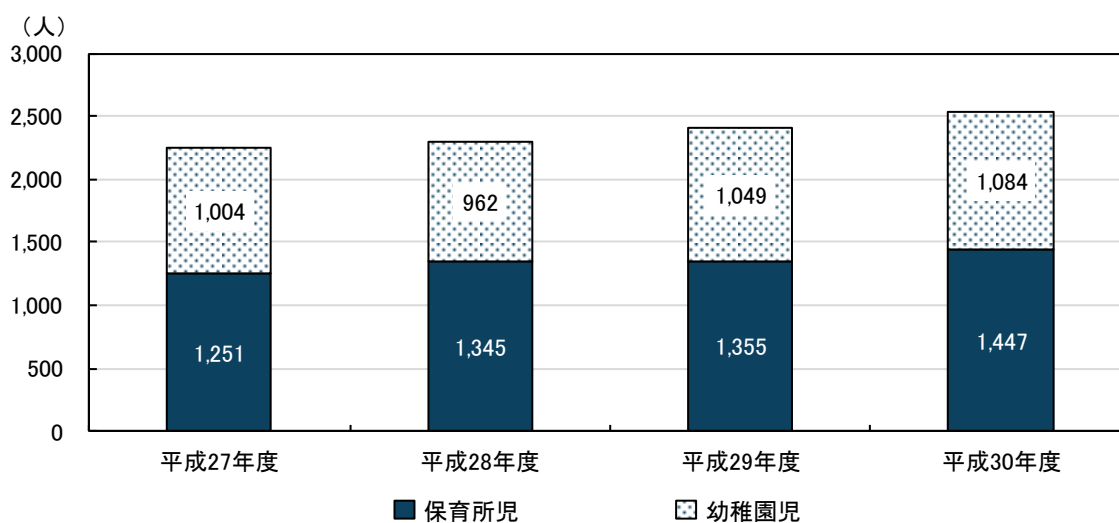
7) 認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校等の状況

(1) 入所者数・待機児童数

保育所児・幼稚園児数は、どちらも増加傾向となっています。保育所児数は、平成27年度から平成30年度にかけて196人増加し、幼稚園児数は80人増加しています。

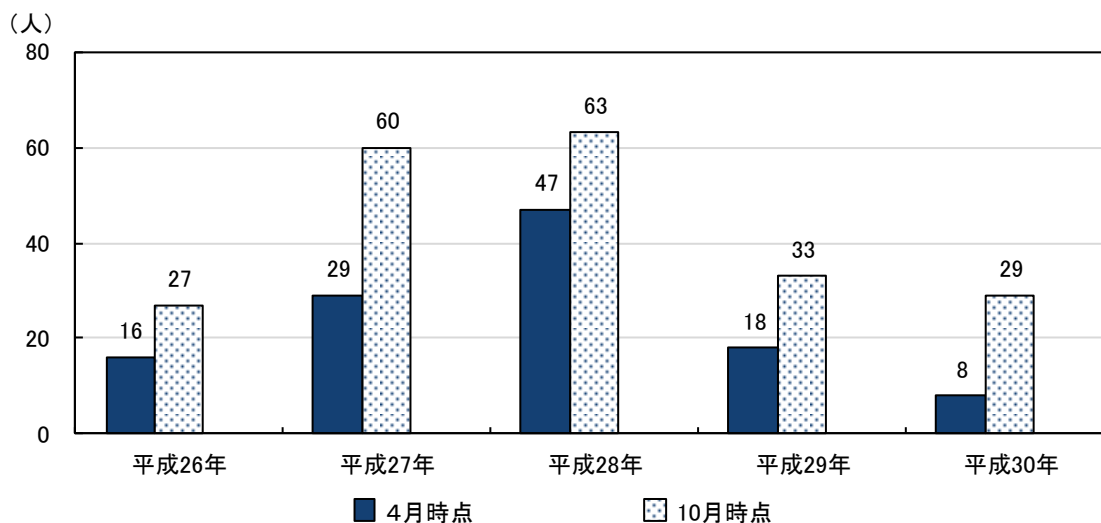
4月時点の待機児童数は、平成26年から平成28年にかけて増加し、平成28年の47人をピークに、平成30年では8人まで減少しています。いずれの年も、年度途中の10月時点では待機児童数は多く、平成30年では29人発生しています。

■入所者数の推移



資料：市こども園課

■待機児童数の推移



資料：保育所等利用待機児童数の推移（大阪府庁）

(2) 小中学校の状況

① 小学校児童数の推移

交野市の小学校児童数は毎年減少傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 300 人減少しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交野小学校	552	549	527	520	552
星田小学校	400	362	341	322	309
郡津小学校	654	646	649	593	569
岩船小学校	372	366	368	364	338
倉治小学校	645	684	688	695	681
妙見坂小学校	373	376	366	367	387
長宝寺小学校	204	195	187	161	154
旭小学校	385	374	356	358	347
藤が尾小学校	374	349	325	324	309
私市小学校	377	381	388	409	394
合計	4,336	4,282	4,195	4,113	4,040

資料：市学校管理課、市指導課（各年 5 月 1 日現在）

② 放課後児童会の状況（利用者数の推移）

放課後児童会の在籍児童数（利用者数）は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、1～3 年生は約 90 人、4～6 年生は約 70 人増加しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数 (1～3 年生)	585	608	601	628	678
利用者数 (4～6 年生)	129	169	171	172	200

資料：市青少年育成課（各年 5 月 1 日現在）

③ 中学校生徒数の推移

交野市の中学校生徒数は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 300 人減少しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第一中学校	477	445	406	378	348
第二中学校	692	642	636	636	663
第三中学校	652	627	633	587	563
第四中学校	554	567	574	526	503
合計	2,375	2,281	2,249	2,127	2,077

資料：市学校管理課、市指導課（各年 5 月 1 日現在）

8) 支援が必要な子どもの状況

(1) 障がい児等への支援状況

① 障がい児通所支援の利用状況

障がい児通所支援の利用状況についてみると、平成27年度から平成30年度にかけて、児童発達支援は増加傾向、医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は横ばいの推移となっていますが、放課後等デイサービスは平成29年度以降増加傾向となっています。居宅訪問型児童発達支援は平成30年度に事業を開始しましたが、実績はありませんでした。

■障がい児通所支援利用状況

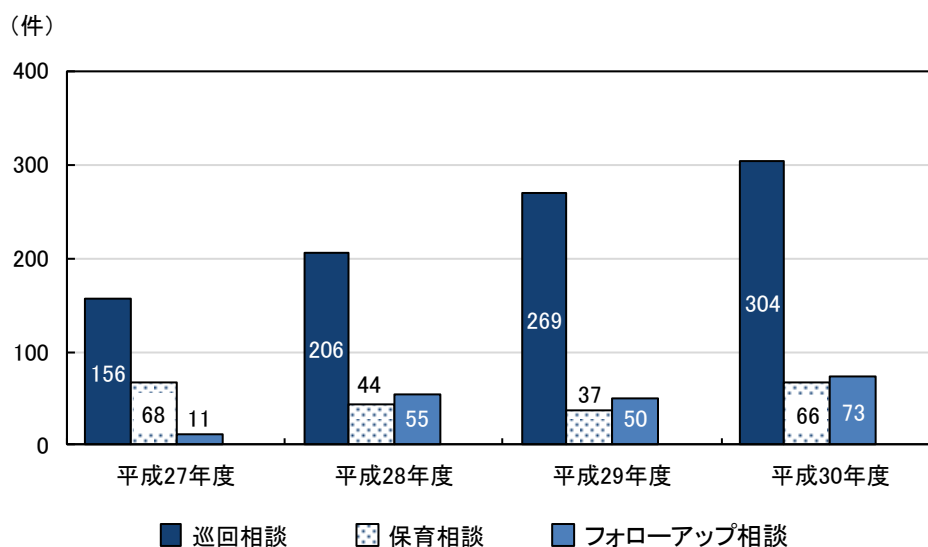
区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	人/月	62	62	68	78
医療型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	回/月	-	-	-	0
放課後等デイサービス	人/月	125	99	129	147
保育所等訪問支援	回/月	1	1	1	1

資料：市障がい福祉課

② 発達障がい児等の各種相談件数の推移（未就学児）

発達障がい児等の相談件数（未就学児）の合計は増加傾向となっています。内訳をみると、巡回相談は増加傾向にあり、保育相談は平成27年度から平成29年度にかけて減少していましたが、平成30年度に増加しています。幼児期から学童期へつなぐフォローアップ相談は、概ね増加傾向となっています。

■各種相談件数の推移(未就学児)

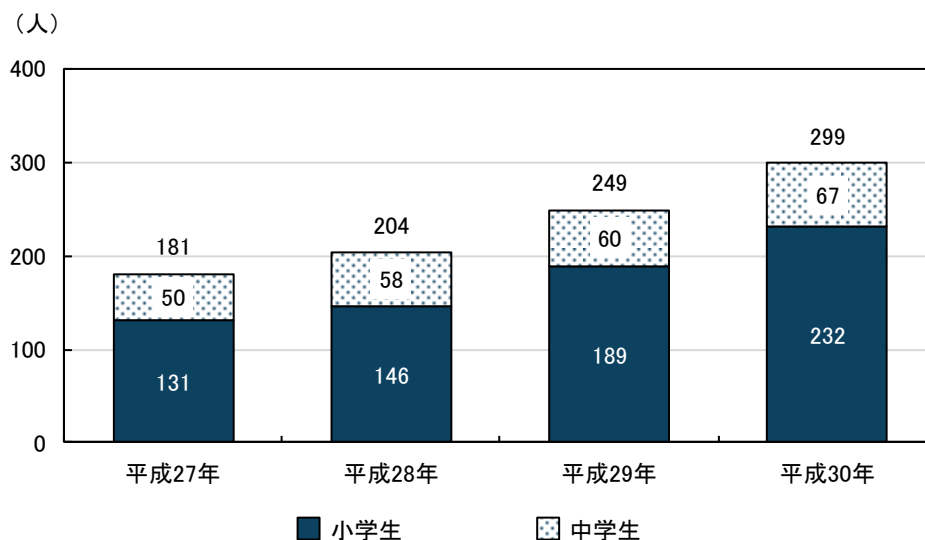


資料：市子育て支援課

③ 特別支援学級在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数は、小学生、中学生ともに増加傾向となっており、平成 27 年から平成 30 年にかけて小学生は 101 人、中学生は 17 人増加しています。

■特別支援学級在籍者数の推移



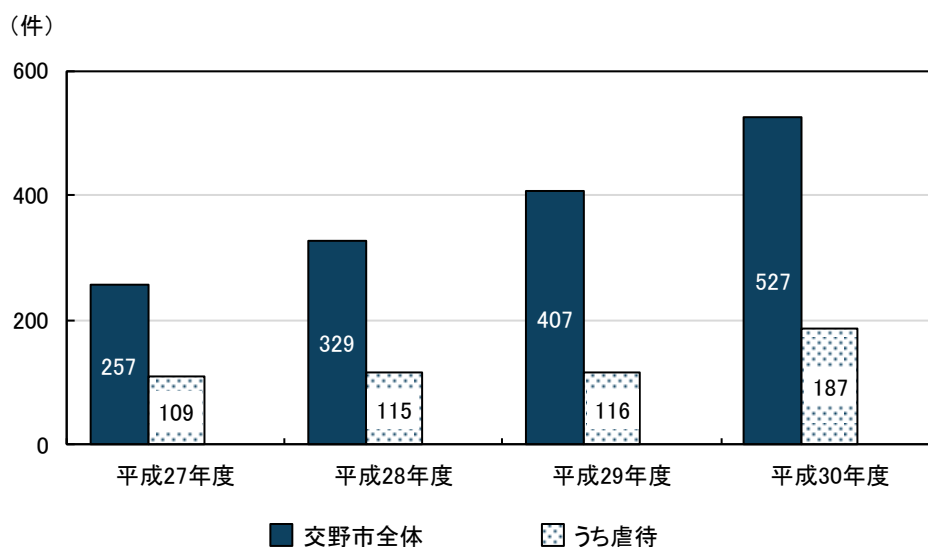
資料：市指導課

(2) 児童虐待相談の状況

① 家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は増加傾向となっています。うち虐待の相談件数をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて概ね横ばいで推移していたものの、平成 30 年度で増加しています。

■家庭児童相談件数の推移



資料：市子育て支援課

② 児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の合計は増加傾向となっています。身体的虐待は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少していましたが、平成 30 年度に増加しています。ネグレクト、心理的虐待は増加傾向となっています。性的虐待は平成 29 年度以降、相談がみられません。

■児童虐待に関する相談件数の推移(虐待種別)

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	35	23	18	27
ネグレクト	34	51	51	74
性的虐待	0	0	2	1
心理的虐待	40	41	45	85
合計	109	115	116	187

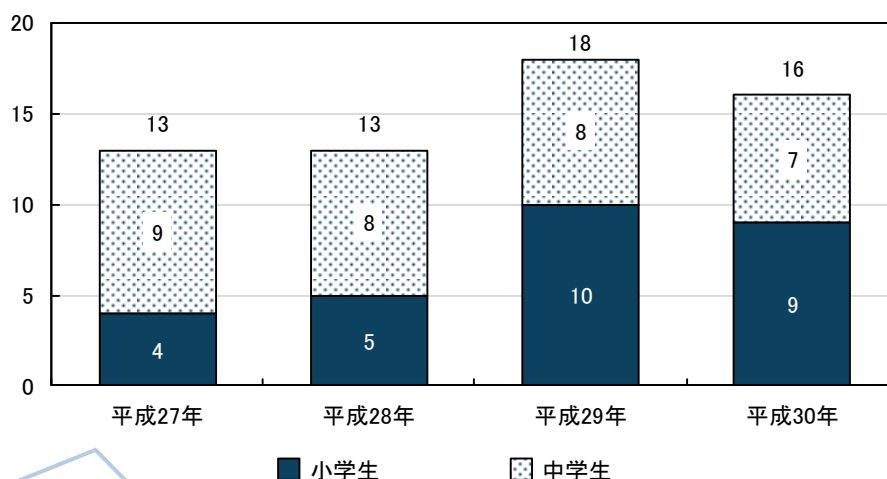
資料：市子育て支援課

(3) 外国籍の子どもの状況

外国籍の子どもの数は、小学生は平成 28 年から平成 29 年にかけて増加しています。中学生は概ね横ばいとなっています。

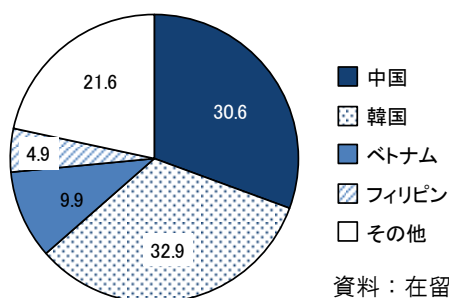
■外国籍の子どもの数の推移

(人)



資料：市学校管理課

■(参考)交野市における国籍別在留外国人割合



資料：在留外国人統計(平成 30 年)

2 主な子ども・子育て支援事業一覧

交野市では、以下の子ども・子育て支援事業を実施しています。

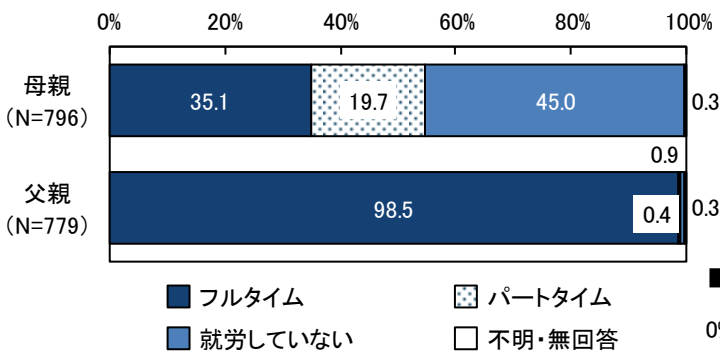
	妊娠	出産～乳幼児期		就学前	就学後
		出産～新生児期	0～2歳	3～5歳	6歳～
申請	母子健康手帳	出生届			
健康診査	妊婦健康診査 受診券等	乳児一般健診		歯科健診	
			乳幼児健診		
手 各 当 種		児童手当			
		障害児福祉手当			
助成		こども医療費助成			
				幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園等 就園補助金	就学援助
訪問		こんにちは赤ちゃん 訪問	養育支援訪問		
教室	マタニティー 教室	ミルクィベビー教室	もぐもぐ 離乳食講習会	すくすくキッズ親子食育講座	
	マタニティー ヨガ		ぱくぱくクッキング講座 離乳食 講習会	ピカピカ教室 わくわく子育て教室	
地域の 遊び場		認定こども園・幼稚園での園庭開放・親子教室など			フリー スペース等 第1児童センター
		アリス・子育てサークル			
		子育てサロン			
		図書館・文庫			
		地域の子育て支援拠点			
相談		子ども子育て総合相談窓口			
	不妊 電話相談 助産師会 電話相談	育児相談・健康相談			就学前相談 教育相談 家庭児童相談
教育・ 保育		認定こども園			放課後 児童会
		小規模保育施設	幼稚園		
	産前産後の保育	一時預かり			小中学校
		ファミリー・サポート・センター			
	産前産後の家事援助	病児保育			

3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

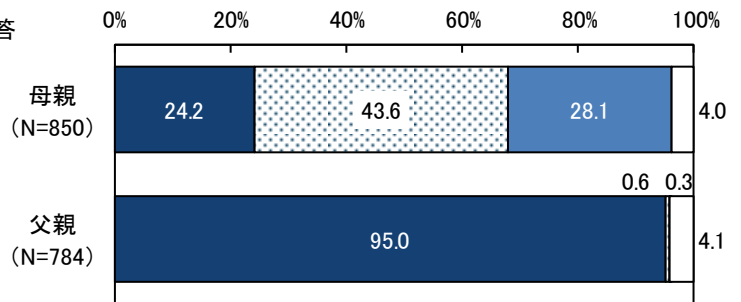
1) 保護者の就労状況について

- 現在の就労状況について、父親は9割以上がフルタイムで働いています。母親は、就学前では就労していない人が半数近く、フルタイムが3割を超え、小学生よりも高くなっています。
- 今後（1年以内）の就労状況について、母親は就労していないと回答する割合が減少し、パートタイムの割合が増加しています。

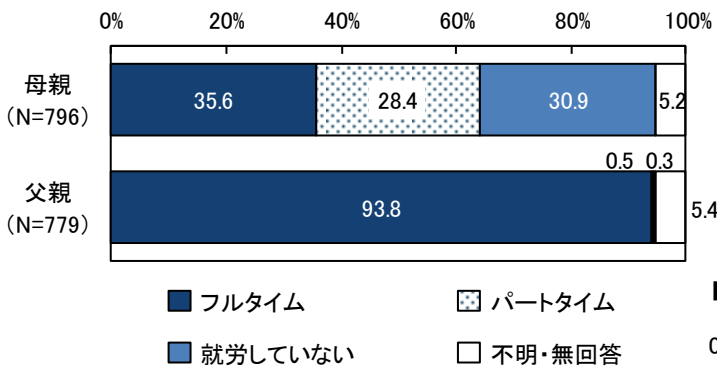
■現在の就労状況(就学前)



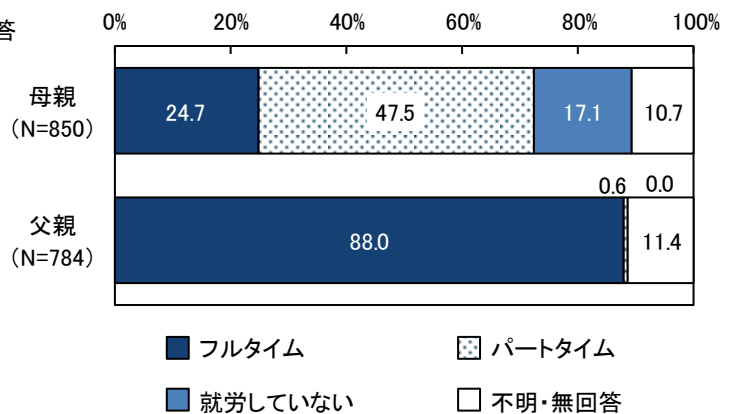
■現在の就労状況(小学生)



■今後(1年以内)の就労状況(就学前)



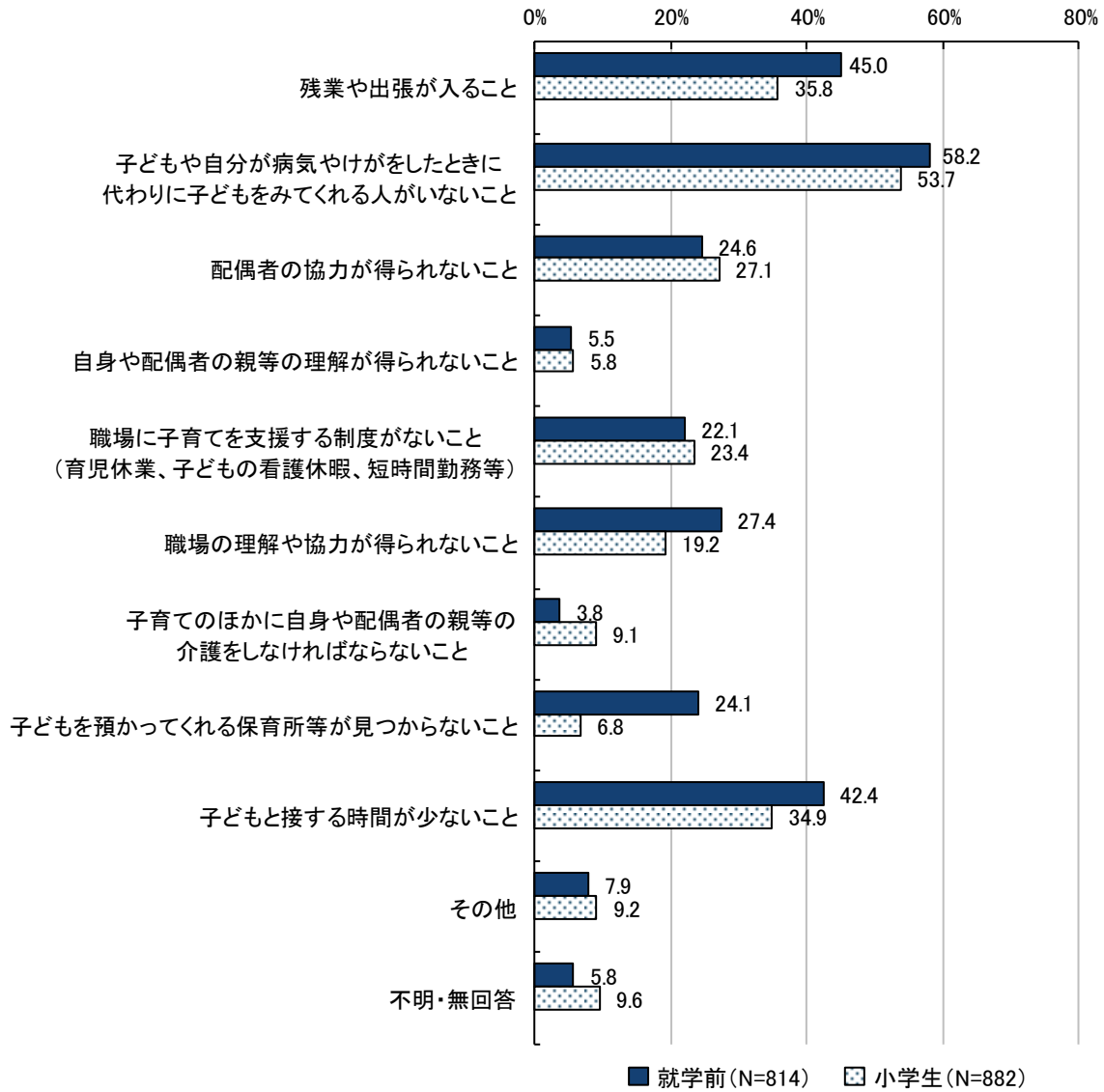
■今後(1年以内)の就労状況(小学生)



2) 仕事と子育ての両立について

○仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うことについて、就学前、小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も高く、次いで「残業や出張が入ること」「子どもと接する時間が少ないこと」が高くなっています。

■仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うこと

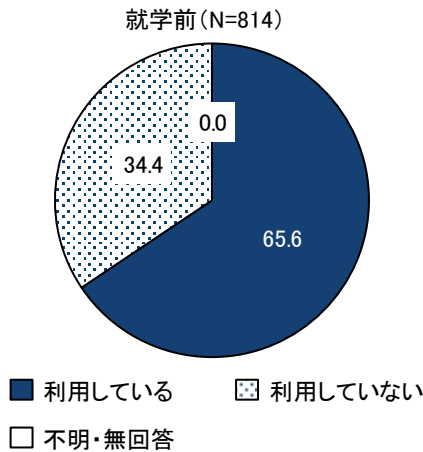


3) 定期的な教育・保育施設等の利用について

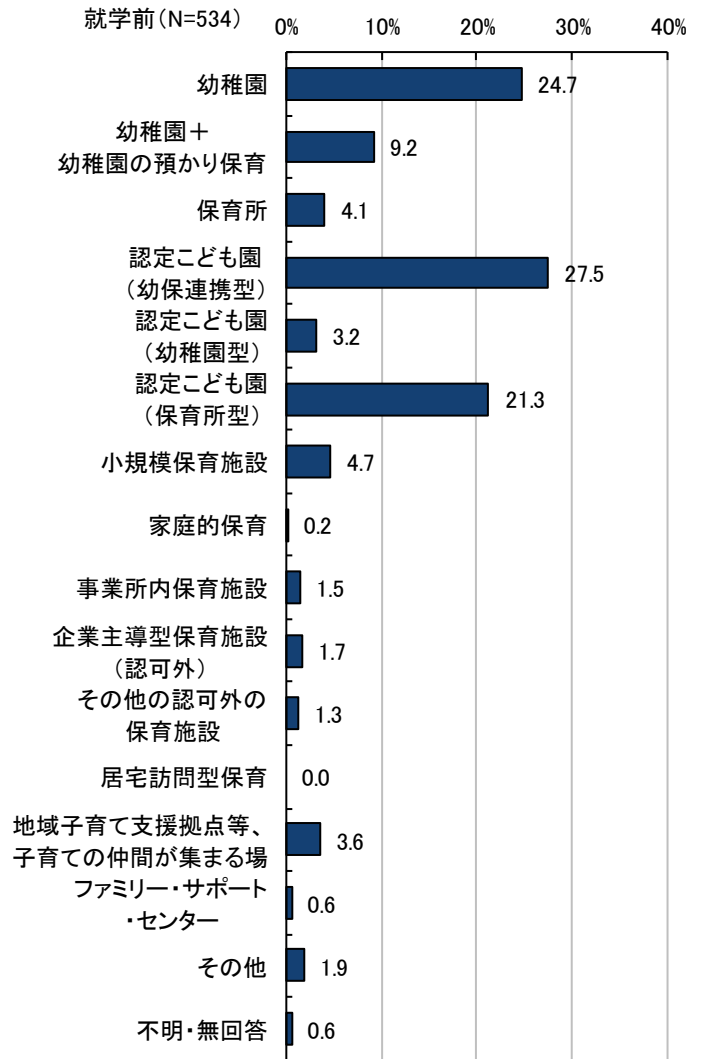
○幼稚園や保育所等を定期的に利用している人は、6割を超えています。

○利用している施設やサービスは、「幼稚園」「認定こども園（幼保連携型）」「認定こども園（保育所型）」が高くなっています。

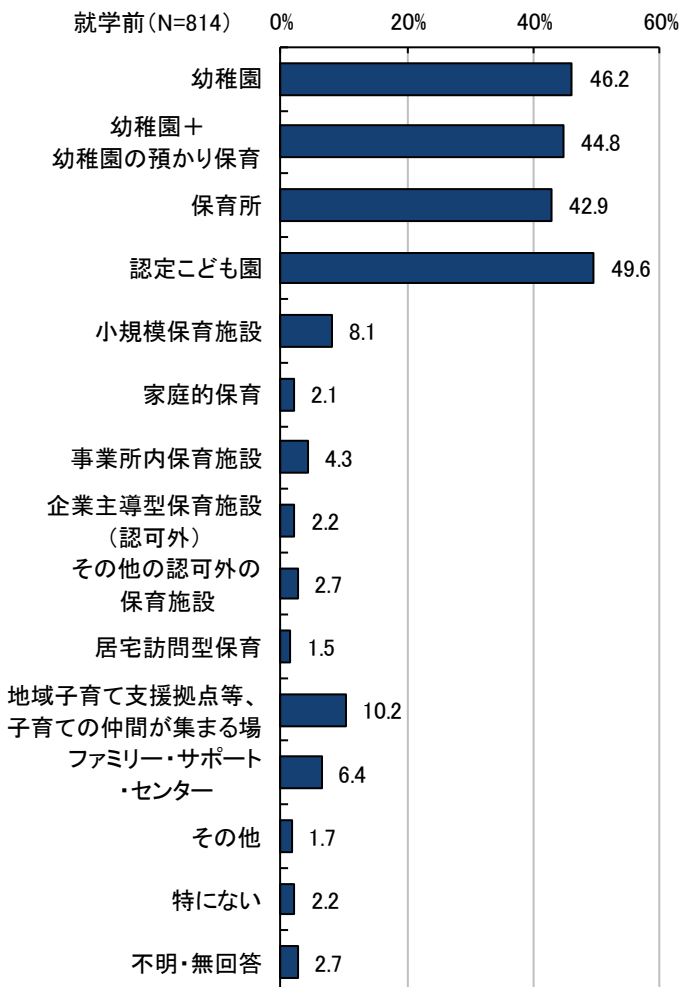
■ 定期的な幼稚園や保育所等の利用状況(就学前)



■ 利用している施設やサービス(就学前)



■ 定期的に利用したい施設やサービス(就学前)



○今後定期的に利用したい施設やサービスは、「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」「保育所」「認定こども園」が高くなっています。

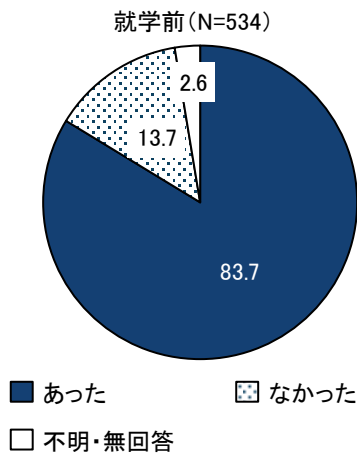
4) 病児保育や不定期の事業について

○病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったことがあった人は、8割を超えています。

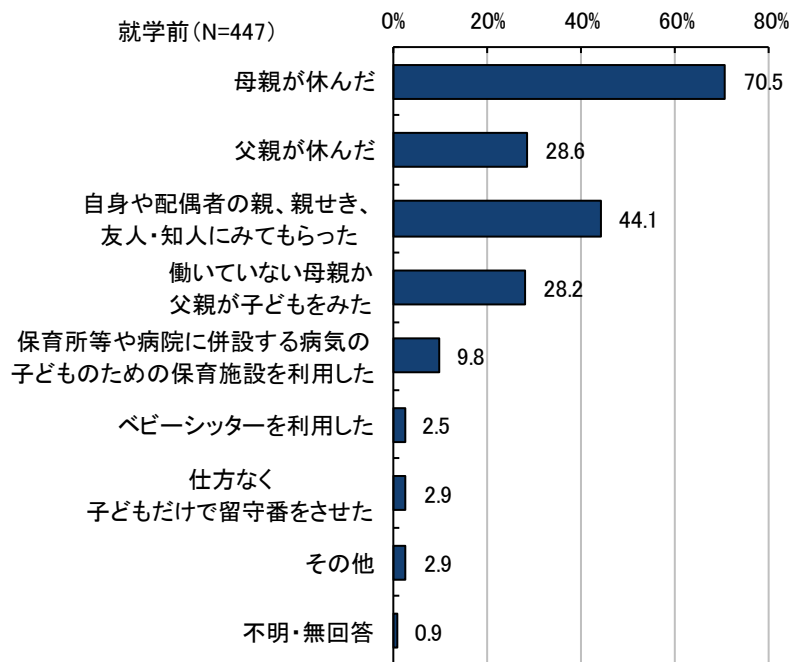
○病気やけがの際の対処方法として、「母親が休んだ」が最も高くなっています。

○お子さんが病気やけがの際の理想的な対応は、優先順位1位では「仕事を休むなりして親が対応する」、優先順位2位では「祖父母等の親せきに預けて対応する」が最も高くなっています。

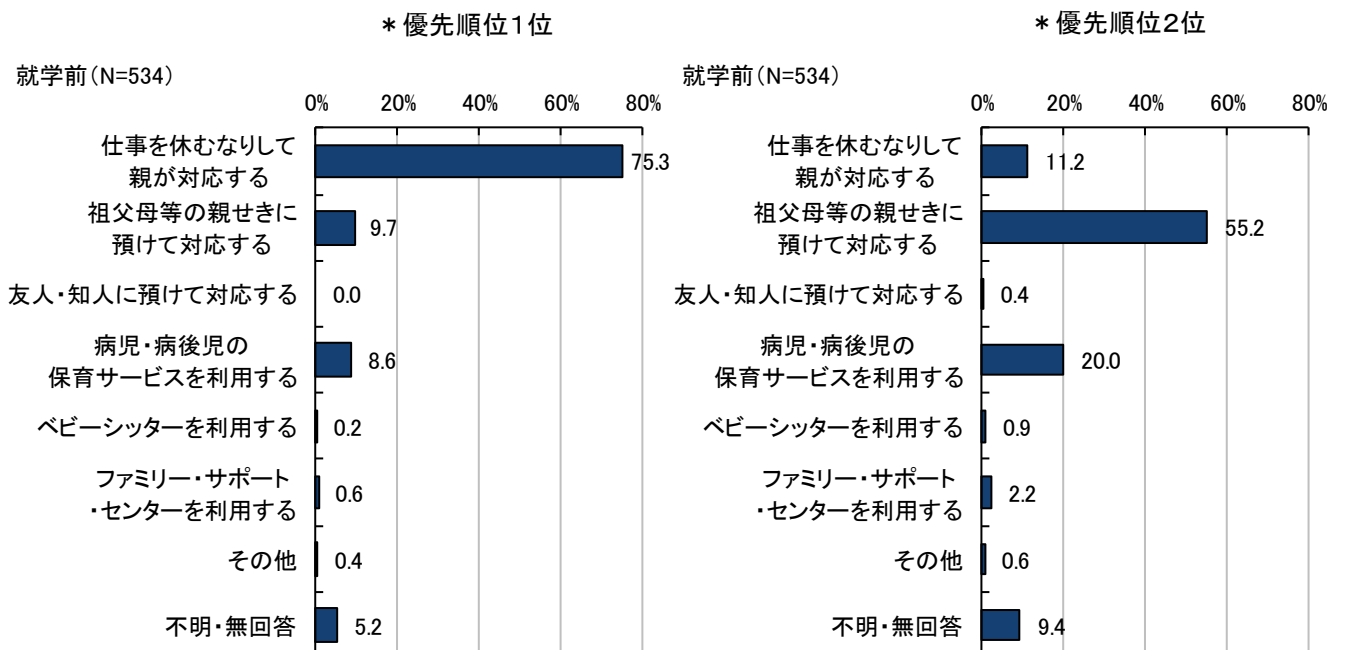
■ 病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったこと(就学前)



■ 1年間の対処方法(就学前)



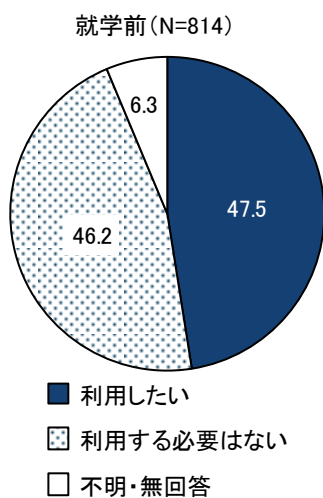
■ お子さんが病気やけがの際の理想的な対応(就学前)



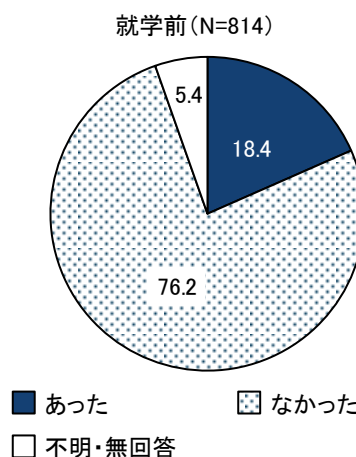
○私用、ご自身や配偶者の親の通院、不規則な仕事等を理由として、保育所等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、約半数が「利用したい」と回答しています。

○この1年間に、冠婚葬祭や家族の病気等の保護者の用事により、お子さんを「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけなかったことについて、約2割が「あった」と回答しています。

■「一時預かり」の利用意向(就学前)



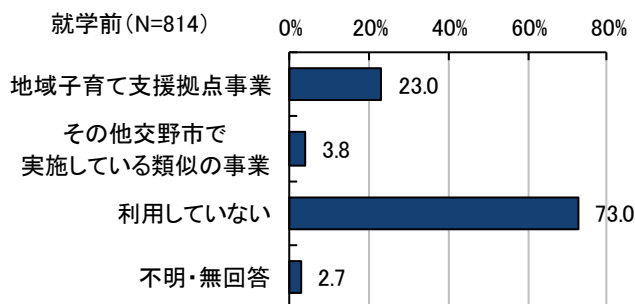
■「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけなかったことの有無(就学前)



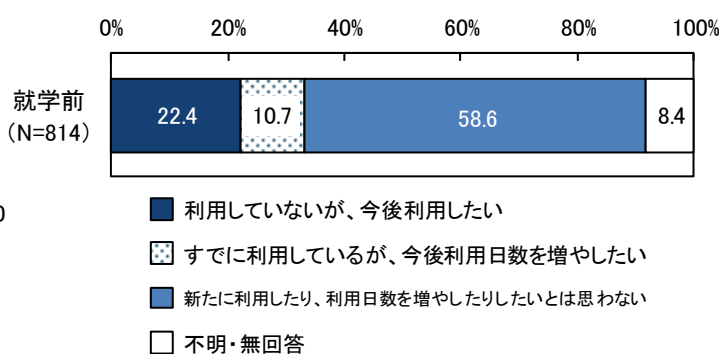
5) 地域子育て支援拠点事業について

○地域子育て支援拠点事業を利用している人は約2割、今後利用したい、または今後利用日数を増やしたい人は約3割となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)



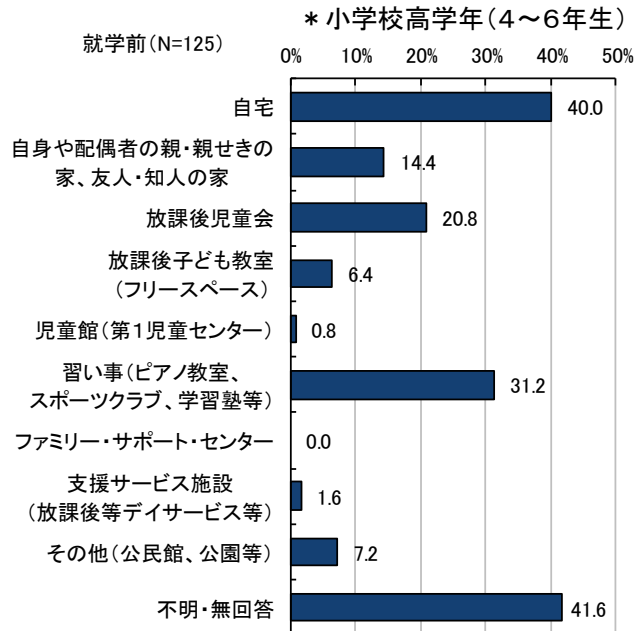
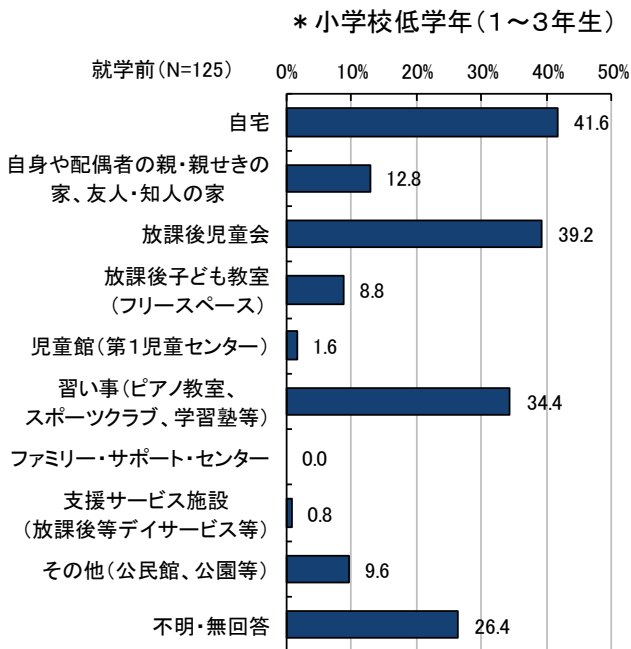
■地域子育て支援拠点事業の利用意向(就学前)



6) 放課後の過ごし方について

○放課後に過ごさせたい場所について、「放課後児童会」は低学年で4割近くある一方で、高学年になると約2割となっています。

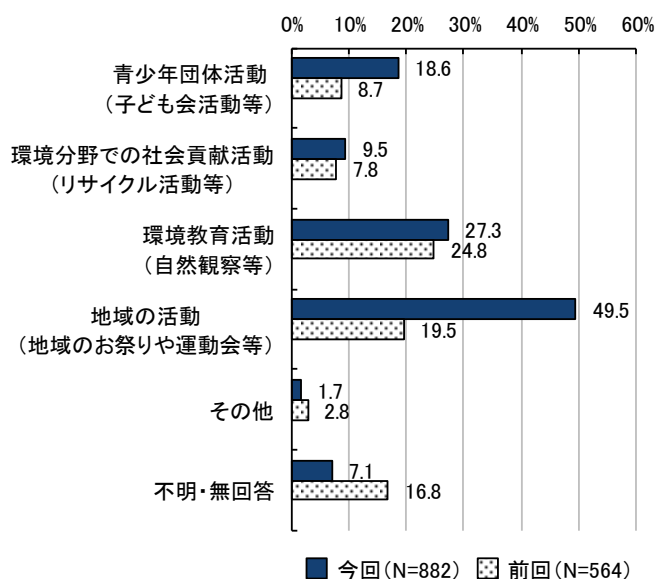
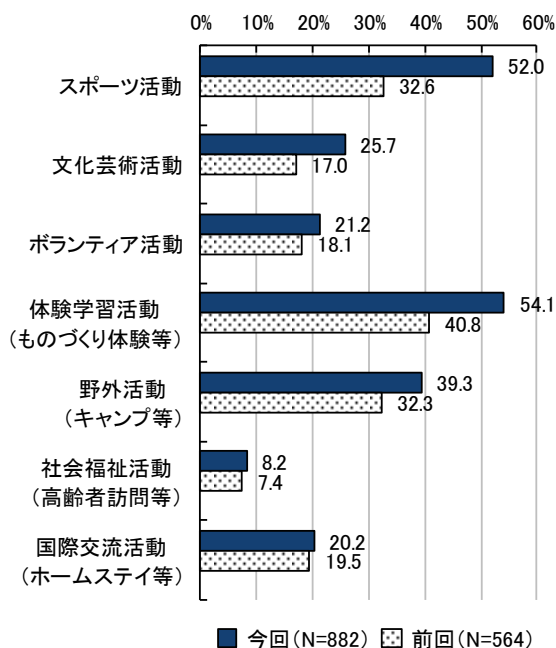
■放課後に過ごさせたい場所(就学前)



7) 地域の子育て環境について

○お父さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域活動について、「体験学習活動(ものづくり体験等)」が最も高く、次いで「スポーツ活動」「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。

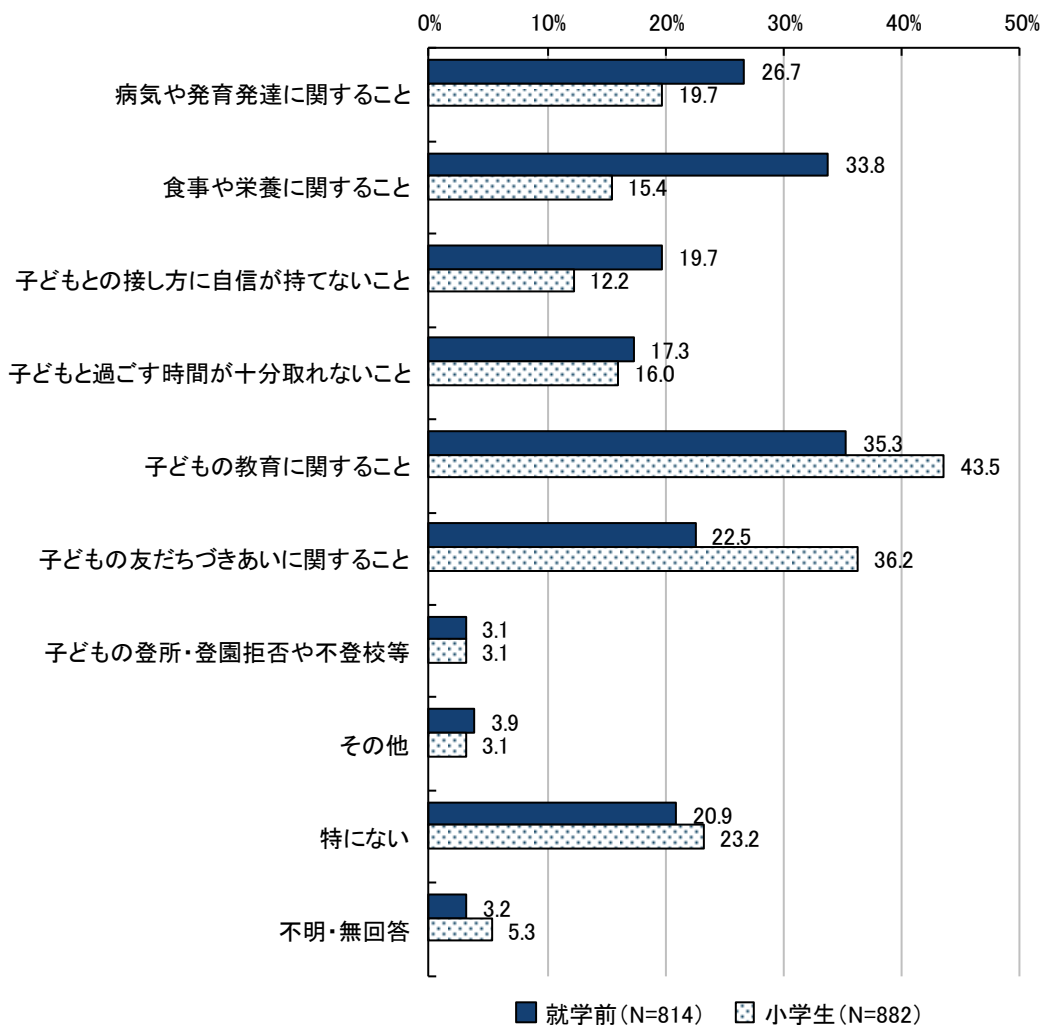
■お父さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域活動(小学生)



8) 子育てに対する意識について

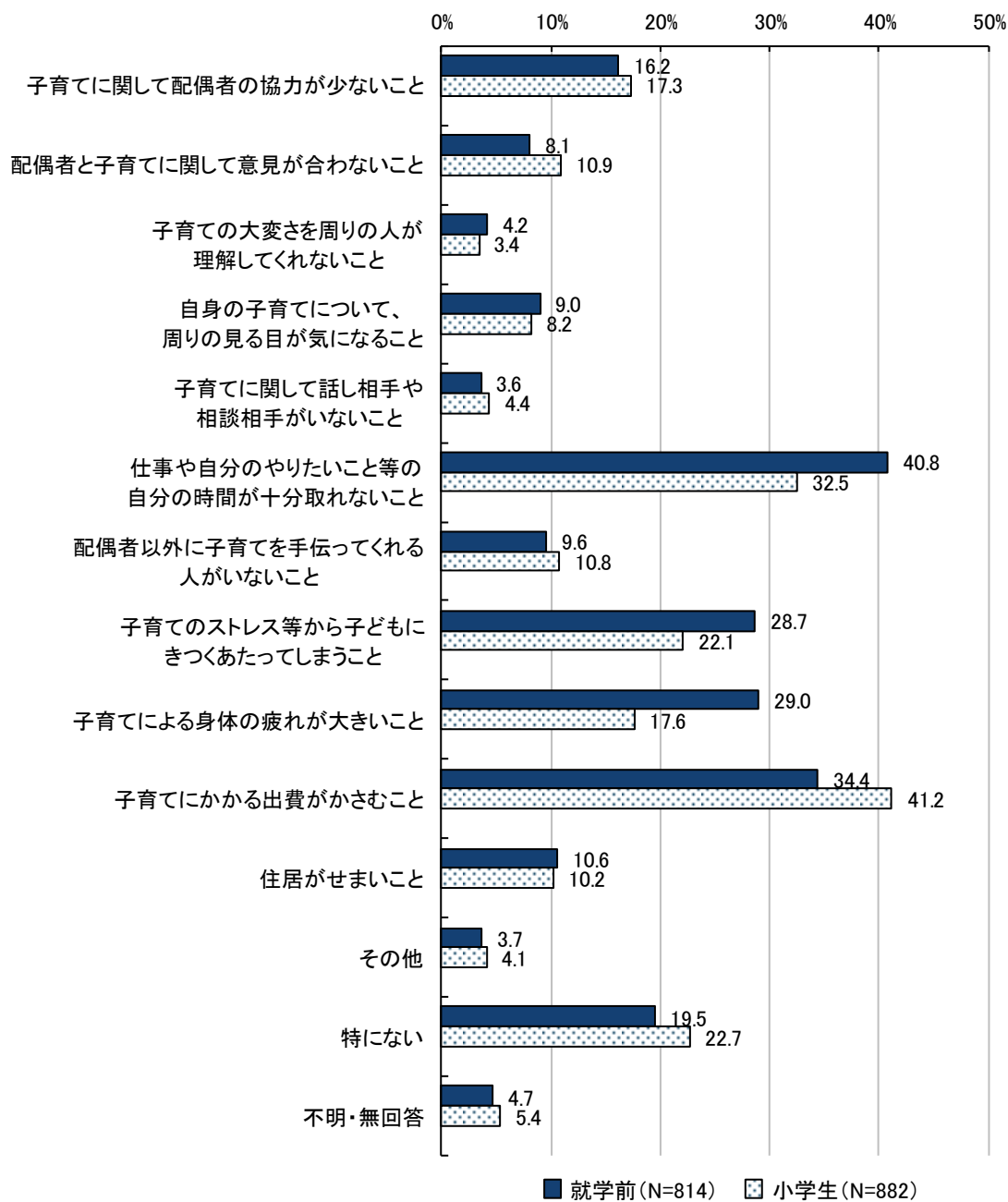
○子育てに関して悩んでいること、あるいは気になることで、子どもに関することについてみると、就学前では「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」が高く、小学生では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」が高くなっています。

■子どもに関して悩んでいること



○子育てに関して悩んでいること、あるいは気になることで、ご自身や家庭に関することについてみると、就学前では「仕事や自分のやりたいこと等の自分の時間が十分取れないこと」が最も高く、小学生では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっています。

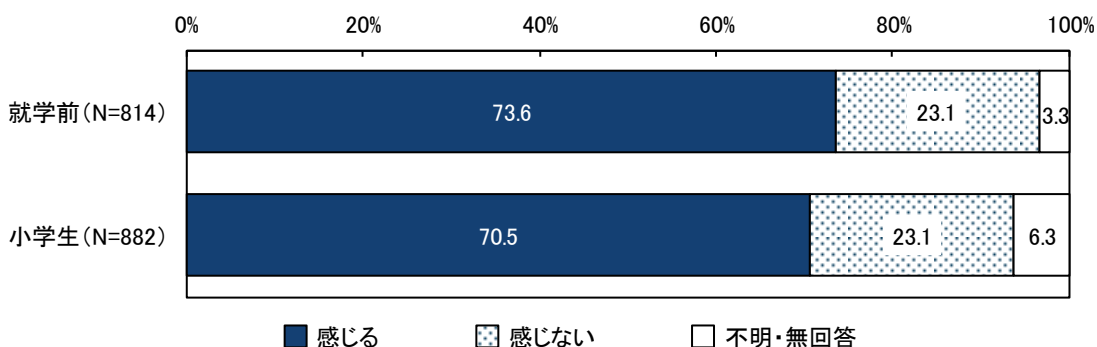
■ご自身や家庭に関して悩んでいること



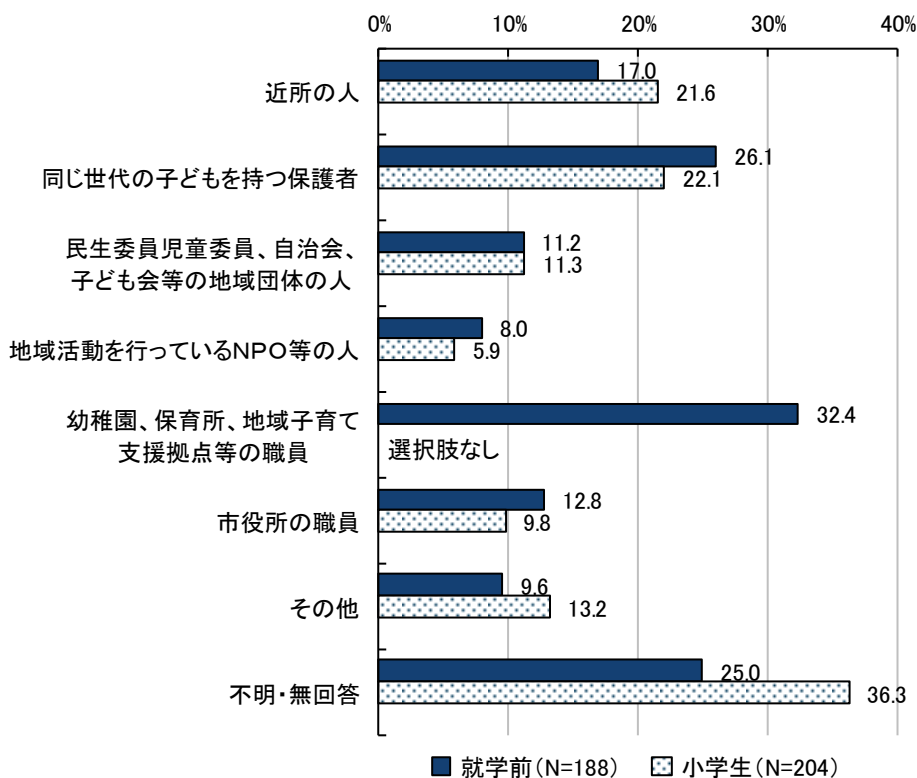
○ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるかについては、就学前、小学生ともに「感じる」が7割を超えています、「感じない」も2割程度みられます。

○支えてほしい人については、就学前では「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の職員」が最も高く、就学前、小学生ともに「近所の人」「同じ世代の子どもを持つ保護者」が高くなっています。

■ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるか



■支えてほしい人

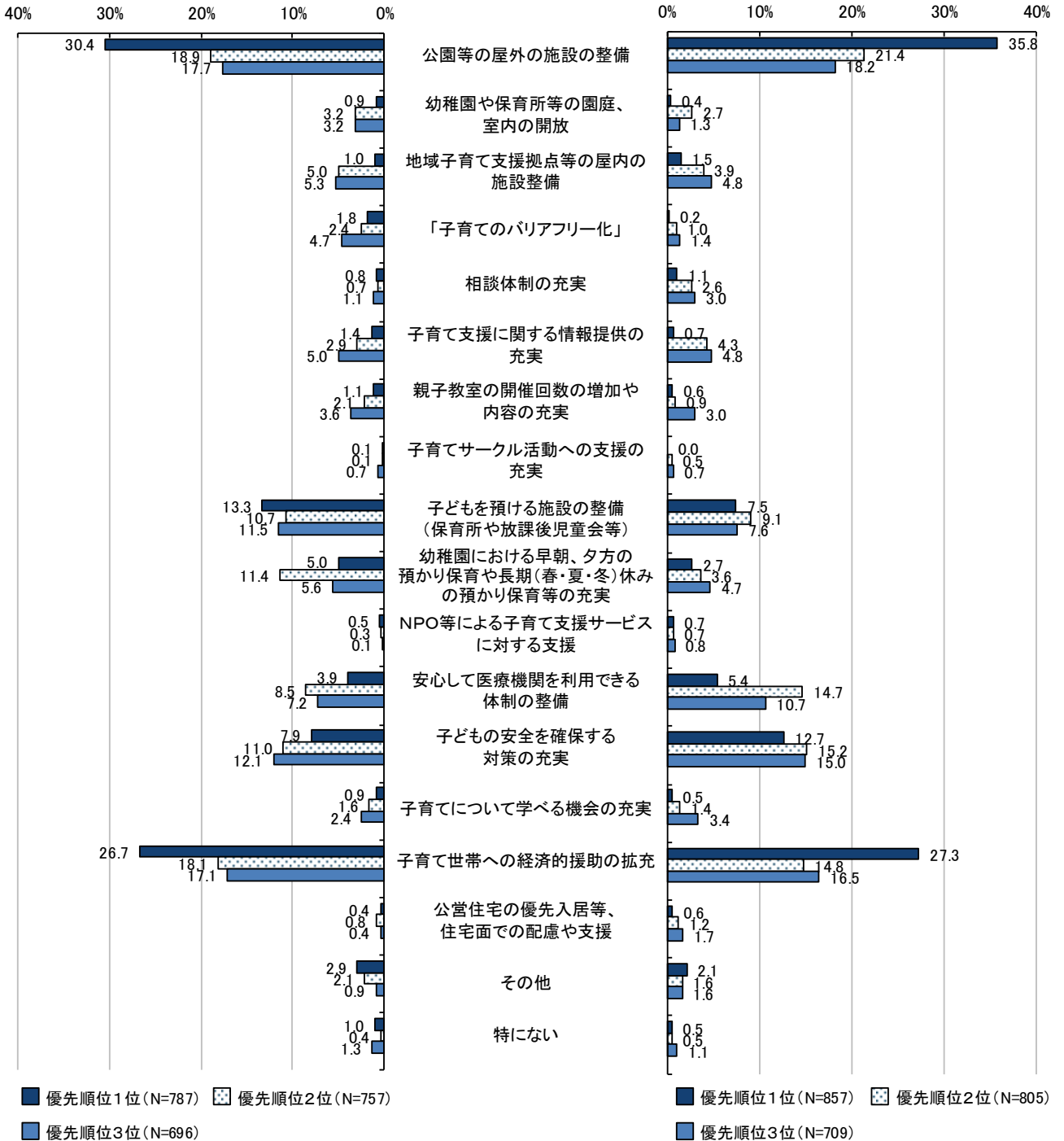


9) 行政等への要望について

○充実してほしい子育て支援サービスは、「公園等の屋外の施設の整備」が最も高くなっています。

■ 充実してほしい子育て支援サービス(就学前)

■ 充実してほしい子育て支援サービス(小学生)



※不明・無回答を除く

4 子どもの生活実態調査結果

1) 調査の概要

交野市では、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立を支援するさまざまな取り組みを実施しています。子どもや子育てに関する支援策をさらに充実させ、効果的な取り組みの推進を図るため、平成28年に子どもの生活実態を把握することを目的に、大阪府と共同で調査を実施しました。


●対象者：小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒とその保護者並びに就学前子ども（5歳児）の保護者

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学校5年生	697 票	544 票	78.0%
小学校5年生の保護者	697 票	544 票	78.0%
中学校2年生	794 票	508 票	64.0%
中学校2年生の保護者	794 票	509 票	64.1%
5歳児の保護者	619 票	468 票	75.6%
合計	3,601 票	2,573 票	71.5%

2) 等価可処分所得と困窮度

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得※」があります。今回、実施した実態調査より、保護者から回答のあった世帯所得をもとに、交野市における「等価可処分所得」を試算し、下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の違いにより調整した所得をいいます。世帯人員が少ない方が生活コストは割高なることを考慮し、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とするのではなく、世帯人員数の平方根で除して、調整したものです。

	中央値以上	等価可処分所得最大値	50.8%	
	相対的貧困には該当しないがさまざまな生きづらさを抱える層	困窮度Ⅲ	(実態調査では 274 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 60%	30.9%
		困窮度Ⅱ	(実態調査では 164 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 50%	7.8%
	「相対的貧困」の層	困窮度Ⅰ	(実態調査では 137 万円) のライン 等価可処分所得最小値	10.6%

※各項目の割合は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入して表記しているため、各項目の割合の合計値は100%にはなりません。

大阪府内との比較

カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	274 万円	10.6%
大阪府下 30 市町村	274 万円	12.4%
大阪府内全市町村 (43 市町村)	255 万円	14.9%

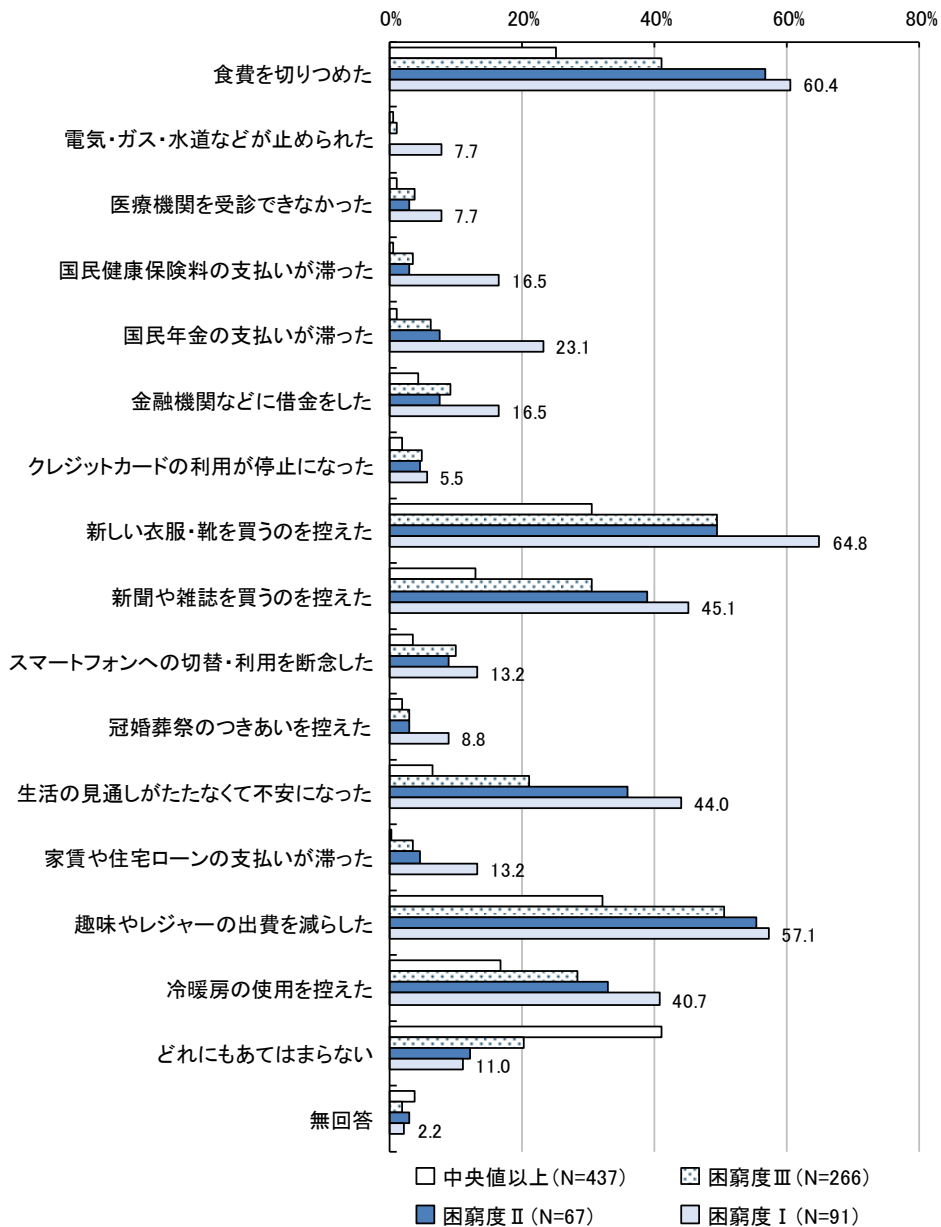
※大阪府下 30 市町村：大阪府と共同実施をした 13 市町を除く。

3) 調査結果の概要

① 保護者の経済状況

○困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服・靴を買うのを控えた」等、日常生活に直結する「できなかったこと」の割合が高くなっています。また、電気・ガス・水道などが止められたり、医療機関を受診できていないという回答もあります。

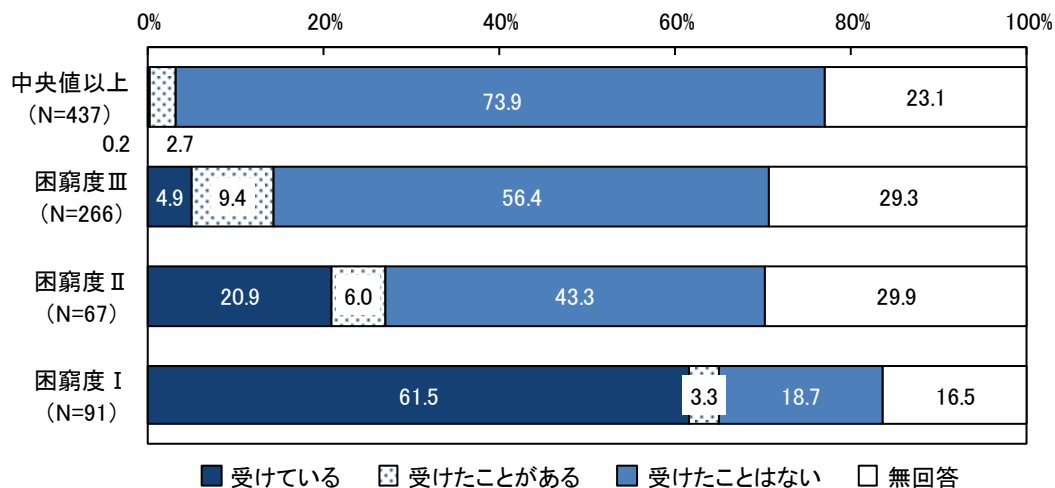
■困窮度別にみた、経済的な理由による経験



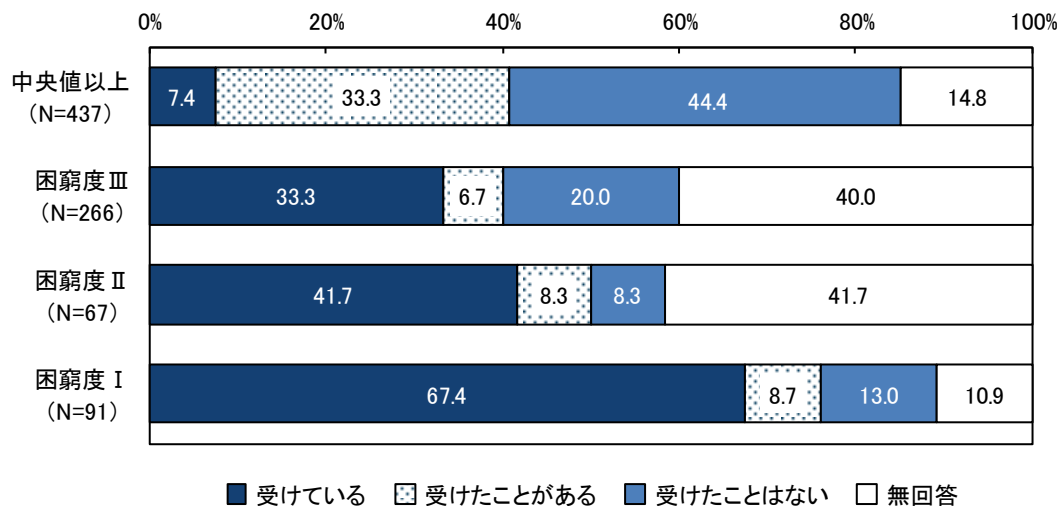
②社会保障給付の受給状況

○困窮度の高い世帯ほど、就学援助費等、公的な経済支援制度の受給率は高くなっています。制度上の対象外世帯もあると考えられますが、困窮度の高い世帯で「受けたことはない」という回答があります。

■困窮度別にみた、就学援助費の受給状況



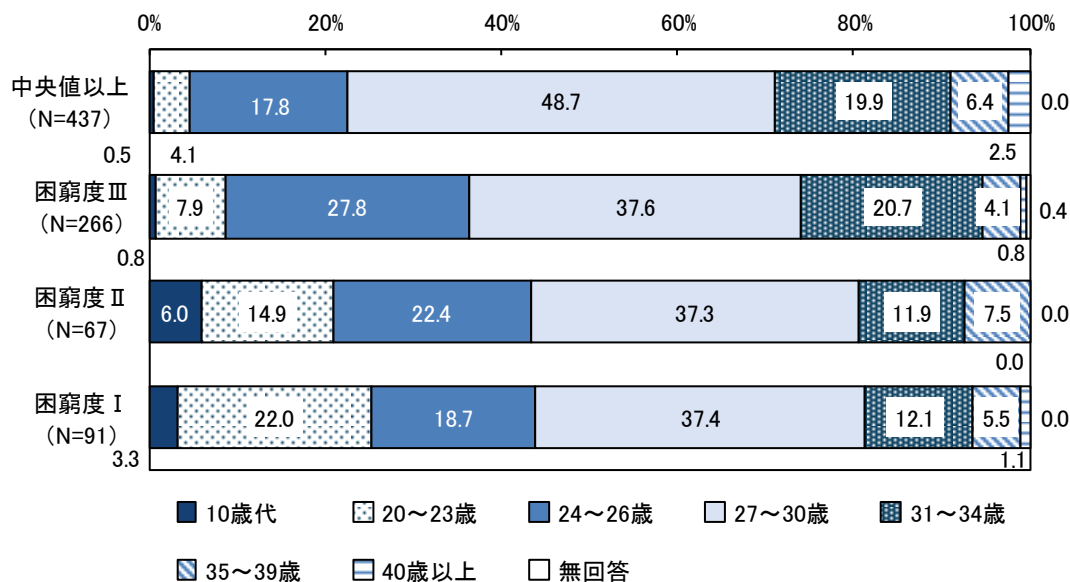
■困窮度別にみた、児童扶養手当の受給状況



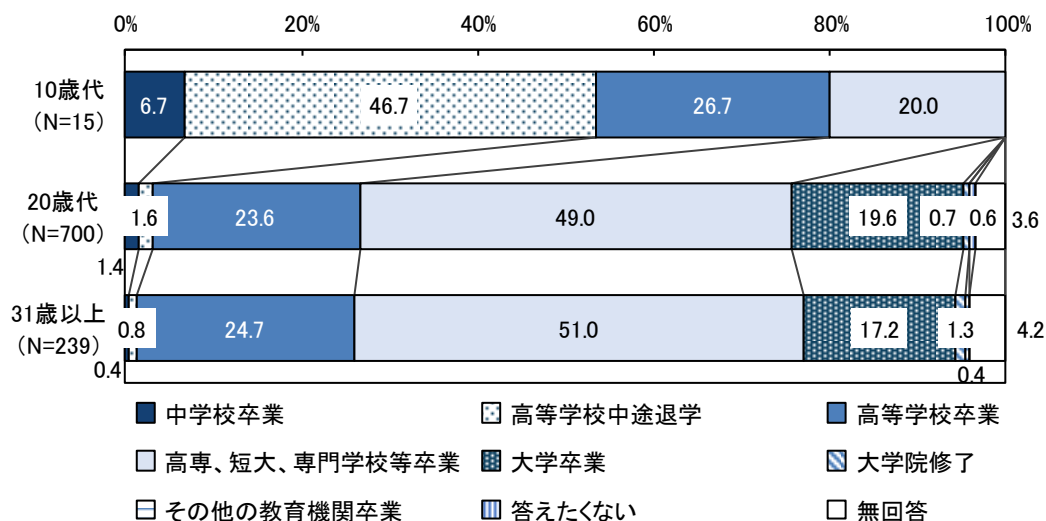
③保護者の生活状況

○困窮度の高い世帯の保護者ほど、初めて親となった年齢が10歳代～20歳代前半の割合が高く、10歳代では最終学歴が中学卒、または高校中退となる保護者（母親）が半数を占めています。

■困窮度別にみた、初めて親となった年齢



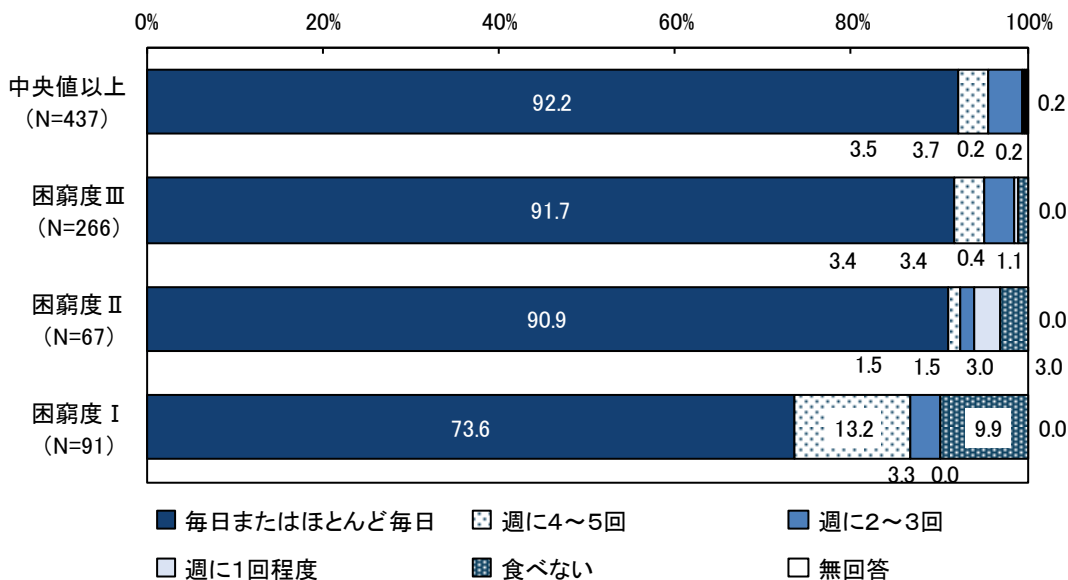
■初めて親となった年齢別にみた、母親の最終学歴



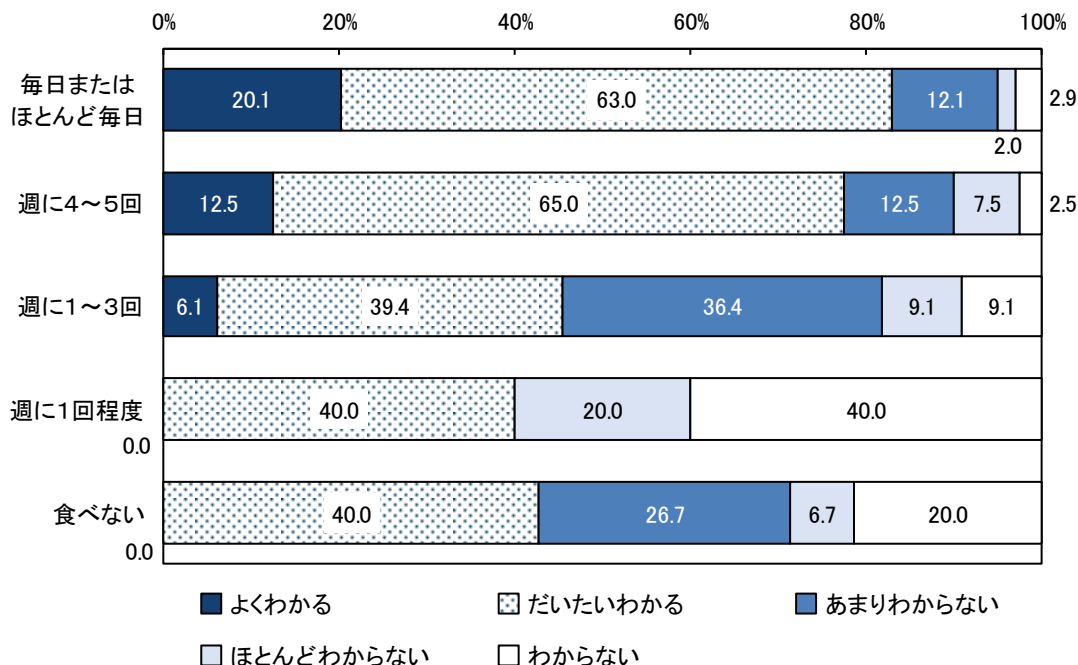
④子どもの朝食摂食頻度と学習の理解度

○困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなっています。一般的に朝食の摂取率は学習理解度と相関関係にあるものの1つといわれていますが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、学習理解度が低いという結果になっています。

■困窮度別にみた、朝食の頻度



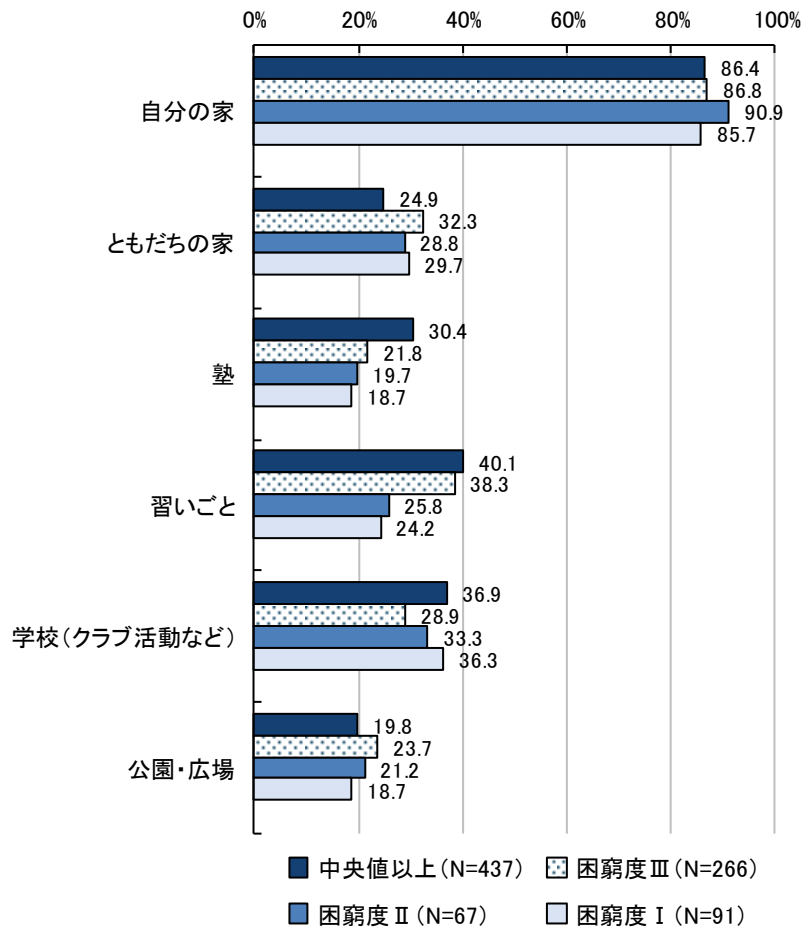
■朝食摂食度別にみた、学習理解度



⑤子どもの放課後の過ごし方

○困窮度にかかわらず、放課後ひとりで過ごす場所として「自分の家」が最も高く、次いで「学校」「ともだちの家」となっています。

■放課後ひとりで過ごす子どもの場所



第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題

1 第1期子ども・子育て支援事業計画の法定事業の実績

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

1) 教育・保育事業

■教育事業【1号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	973	931	900	1,084 (883)	1,081 (863)
	確保の内容	1,485	1,474	1,432	1,417	1,417
実績値		1,004	962	1,049	1,084	1,069

※ () 内は当初計画策定時の計画値

幼稚園・認定こども園（1号認定）の受け入れについて、平成27年度当初より量の見込みを上回る実績がみられました。平成30年度以降は確保の内容を拡大し、平成30年度では量の見込みと同数の実績値となっています。

■保育事業【2号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	828	793	766	787 (750)	785 (733)
	確保の内容	711	746	764	779	779
実績値		708	739	746	816	823
待機児童		1	6	2	1	1

※ () 内は当初計画策定時の計画値

保育所・認定こども園（2号認定）の受け入れについて、平成27年度以降増加傾向にあり、平成29年度までは量の見込みを下回る実績で推移していましたが、平成30年度では量の見込みを上回っています。いずれの年度も待機児童が発生しています。

■保育事業【3号認定(0歳児)】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	99	98	97	88 (96)	87 (95)
	確保の内容	95	115	115	115	115
実績値		111	123	95	99	96
待機児童		7	11	1	0	0

※ () 内は当初計画策定時の計画値

保育所・認定こども園（3号認定）での0歳児の受け入れについて、平成27年度当初より量の見込みを上回る実績がみられましたが、平成29年度以降は90人台での推移となっています。平成30年度以降は待機児童が発生していません。

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	474	469	460	511 (448)	486 (443)
	確保の内容	396	443	443	443	443
実績値		432	483	514	532	524
待機児童		21	30	15	7	9

※ () 内は当初計画策定時の計画値

保育所・認定こども園（3号認定）での1・2歳児の受け入れについて、平成27年度以降増加傾向にあり、平成28年度以降は量の見込み及び確保の内容を上回る結果となりました。待機児童は平成28年度をピークに概ね減少傾向となっていますが、平成31年度では9人となっています。

2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

(単位：か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	0	1	2	2	2
実績値 (令和元年度は見込み)		0	1	2	2	2

利用者支援事業は平成27年度には実施していませんでしたが、平成28年度にゆうゆうセンターで1か所、平成29年度以降は同センターと交野市立地域子育て支援センターで2か所実施しています。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：延べ組数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12,460	12,254	14,443 (11,999)	15,032 (11,831)	14,415 (11,625)
	確保の内容	13,000	13,000	13,796 (13,000)	14,591 (13,000)	14,591 (13,000)
実績値 (令和元年度は見込み)		13,082	13,720	14,725	14,854	14,840

※ () 内は当初計画策定時の計画値

地域子育て支援拠点事業はいずれの年度も量の見込みを大幅に上回り、平成 27 年度当初より量の見込み及び確保の内容を上回る実績がみられました。平成 30 年度以降は確保の内容を拡大し、平成 30 年度では量の見込みを下回る結果となっています。

■妊婦健康診査事業

(単位：延べ回数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
	確保の内容	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
実績値 (令和元年度は見込み)		7,002	6,603	6,940	6,403	5,811

妊婦健康診査事業は量の見込みを下回って推移しています。年度ごとに増減がみられ、実績値は概ね 6,000～7,000 回台で推移しています。

■こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

(単位：実件数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	518	512	505	500	498
	確保の内容	518	512	505	500	498
実績値 (令和元年度は見込み)		590	551	542	549	472

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)は平成 27 年度当初より量の見込みを上回る実績がみられ、実績値は概ね 500 件台で推移しています。

■養育支援訪問事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値 (令和元年度は見込み)		1	0	0	1	5

養育支援訪問事業は平成 27 年度と平成 30 年度に実績がみられ、それぞれ 1 人となっています。平成 30 年度からは適切な養育の実施を確保するため、育児援助・家事援助を新たに実施し、事業を拡充しました。

■子育て短期支援事業

(単位：延べ日数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保の内容	12	12	12	12	12
実績値 (令和元年度は見込み)		7	52	9	25	48

子育て短期支援事業は平成 27 年度以降増減を繰り返しています。平成 28 年度と平成 30 年度で量の見込みを上回る結果となりましたが、いずれの年度も適切に対応するとともに、平成 30 年度に契約施設を 1 か所増やし、契約施設の確保に努めました。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【就学前児童】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
	確保の内容	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
実績値 (令和元年度は見込み)		706	793	862	668	668

【小学校児童】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	確保の内容	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
実績値 (令和元年度は見込み)		1,334	1,511	1,428	1,068	1,294

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)について、就学前児童は量の見込みを下回って推移し、小学校児童は平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に上回る実績がみられたものの、平成 30 年度では量の見込みを下回る結果となりました。就学前児童・小学校児童ともに年度ごとに実績値の増減がみられる中、提供会員数及び依頼会員数は増加し、会員拡充に努めました。

■一時預かり事業

【1号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	973	931	900	5,054 (883)	5,054 (863)
	確保の内容	973	931	900	5,054 (883)	5,054 (863)
実績値 (令和元年度は見込み)		1,140	2,421	3,143	4,639	4,700

※ () 内は当初計画策定時の計画値

幼稚園における一時預かりは平成 27 年度当初より量の見込み及び確保の内容を大幅に上回る実績がみられました。平成 30 年度以降は量の見込みを拡大したものの、平成 30 年度は量の見込みを上回る結果となっています。

【2号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
	確保の内容	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
実績値 (令和元年度は見込み)		86	143	361	452	500

2号認定による定期的利用は平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に下回る実績がみられましたが、増加傾向となっています。

【その他の一時預かり】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	13,651	13,273	12,933	12,674	12,472
	確保の内容	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
実績値 (令和元年度は見込み)		1,858	1,834	1,816	1,950	2,000

その他の一時預かりは平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に下回る実績がみられ、1,800 人台で推移しています。

■延長保育事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	710	681	655	489 (632)	478 (613)
	確保の内容	710	681	655	489 (632)	478 (613)
実績値 (令和元年度は見込み)		450	495	551	500	500

※ () 内は当初計画策定時の計画値

延長保育事業は平成 27 年度以降概ね増加傾向にあり、平成 30 年度では量の見込みを上回る結果となりました。

■病児保育事業

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	725	695	668	645	625
	確保の内容	600	1,200	1,200	1,200	1,200
実績値 (令和元年度は見込み)		101	374	401	428	440

病児保育事業は平成 27 年度以降、いずれの年度においても利用がみられ、増加傾向となっています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	721	692	665	710 (642)	695 (642)
	確保の内容	810	810	810	890	890
実績値		714	777	772	800	878

※ () 内は当初計画策定時の計画値

放課後児童健全育成事業(放課後児童会)は平成 27 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度以降は量の見込みを上回る結果となりました。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	-	19	20	20	20
	確保の内容	-	19	20	20	20
実績値 (令和元年度は見込み)		-	19	13	15	15

実費徴収に係る補足給付を行う事業は平成 28 年度より実施し、給付対象者の負担軽減を図るため、助成を実施しました。

2 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

第1期計画の主な取り組み状況と今後強化が必要な取り組みは以下のとおりです。また、第1期計画の基本施策ごとに、子育てに関する取り組みを実施または支援する団体を対象に実施したアンケート調査結果を抜粋して記載します。

新規 第1期計画期間中に新たに取り組みを開始した事業

拡充 これまでの取り組みを第1期計画期間中に量的及び内容的に充実させた事業

継続 これまでの取り組みを継続して実施した事業

基本目標1) すべての子育て家庭を支えるまちづくり

《主な取り組み状況》

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

新規 平成30年8月より新生児聴覚検査助成事業、産婦健康診査助成事業を、平成31年4月より産後ケア事業、不育症治療費助成事業、産前・産後サポート事業を新たに開始するとともに、子育て世代包括支援センター化を実施した。

拡充 こども医療費助成制度について、通院・入院助成を中学3年年度末までに拡充した。

継続 妊婦健康診査事業や乳幼児健康診査事業、こんにちは赤ちゃん訪問等、妊娠初期から出産期、育児期にかけてさまざまな事業・教室等を実施した。

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

新規 令和元年10月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、認定こども園等を利用する3～5歳児クラスの幼児及び住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの幼児の利用料の無償化を実施した。また、世帯の収入にかかわらず第3子以降の保育料無償化（第2子は半額）を市独自に実施した。さらに、特定教育・保育施設に在園する3～5歳児に対して、世帯の収入にかかわらず第3子以降の副食費免除を市独自に実施した。

拡充 待機児童解消のため、民間保育所の施設拡充をはじめ、市立・私立の保育所・幼稚園の認定こども園移行や、小規模保育施設の開設など平成27年度から330人以上の保育定員の拡大を図った。

基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

拡充 虐待事例検討会や個別ケース会議等を開催し、関係機関のネットワークを強化し児童虐待問題に関する研修及び啓発を行い、児童虐待の発生予防、早期発見に努めた。

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

新規 平成29年4月より、補装具支給及び府の助成事業の対象とならない軽度の難聴児に対し、補聴器購入費の一部または全部を助成する、軽度難聴児補聴器購入等助成事業を新たに開始した。

拡充 幼児期から学童期をつなぐ一貫した支援体制の充実をめざすため、巡回相談事業を拡充した。

継続 発達支援の必要な子どもたちへの療育について、関係機関会議の定期的な開催により関係各課や関係機関との連絡調整を図ることで、療育プログラム等の機能支援センターが行う事業の充実につなげた。

継続 障がいのある子ども（疑い含む）に対し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別給付を行った。

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

新規 平成29年4月より、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センターの利用料補助を開始した。

継続 ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子父子相談、生活支援としての手当、助成を行った。

基本施策6 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

継続 交野市男女共同参画計画に基づき、近隣市との連携や男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、平成29年には女性の就労を支援する「おりひめジョブ★フェスタ」等を実施した。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◆若年出産、高齢初産、疾患を抱えるなどの支援を必要とする妊婦が増加しているため、早期に対応ができるよう医療機関と連携し、支援につなげていく体制構築に取り組む。
- ◆より多くの人々が妊娠・出産・育児に関する教室等に参加できるように、周知方法を工夫する。
- ◆経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を実施するとともに、必要な世帯への制度周知に努める。
- ◆第1認定こども園の民営化による定員拡大、さらなる私立幼稚園の認定こども園への移行促進等、引き続き待機児童の解消に向けた施策展開を進める。
- ◆児童虐待に関する相談件数が増加しているため、関係機関の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組み、児童虐待の発生予防、早期発見に努める。
- ◆巡回相談件数や障がい児に対する福祉サービス等の利用が増加しているため、交野市立機能支援センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化する。

《団体アンケート調査結果からの意見》

- 地域の中で妊娠・出産・育児の時期にある家庭がどこにいるかといった情報が入りにくく、孤立している方や問題を抱えている方に必要な支援を届ける工夫が必要。
- 外国人の保護者が孤立しないよう、積極的に受けられるサービス等が必要。
- 保育士や職員数の不足とともに、職員の専門性の向上や研修の充実が必要。

基本目標2) 子どもの育ちを支えるまちづくり

《主な取り組み状況》

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

継続 保育士等の交流や職員の資質向上のための合同研修を実施するとともに、平成30年度に市立認定こども園1園で、第三者評価を実施した。

継続 「幼小の接続の必要性」をテーマに、交野市こ・幼・小連絡協議会や小・中学校において講演会を開催し、理解啓発を行った。

基本施策2 学校教育の推進

新規 平成29年4月より、全小学校図書館に学びあいサポーター、全中学校図書館に図書館アドバイザーを配置し、学校図書館の充実を図った。

拡充 35人学級を6年生まで拡充するとともに、ICT機器の新整備・更新、教職員研修を実施し、学力の育成を図った。

基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

新規 平成27年度より、つどいの夏祭りの開催にあたって中学生ボランティアを募集した。

継続 中学生等が乳幼児とのふれあい体験等を通し、乳幼児についての知識等を深め、自分自身やいのちの大切さを学ぶことができた。

基本施策4 思春期保健対策の充実

新規 各中学校及び小学校2校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを2名、家庭教育支援員を新たに配置した。

基本施策5 「食育」の推進

継続 離乳食・幼児食の講習会、親子食育講座や市立認定こども園への出前講座等を開催し、食育に関する取り組みを実施した。

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

継続 学習環境の整備や登下校の安全見守り、放課後の居場所づくり等、さまざまな学校支援の取り組みを実施するとともに、防犯教室や各種訓練等、安全対策を推進した。

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

継続 各種スポーツ教室や体育行事を開催し、地域におけるスポーツ活動を推進するとともに、おはなし会やおたのしみ会等、図書館活動の充実を図った。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◆ 私立の保育士等の研修への参加を促進し、公私交流及び保育の質の向上に努めるとともに、市立認定こども園全園で第三者評価を実施できるよう取り組む。
- ◆ 関係機関との連携を一層強化し、学校における諸課題の未然防止に取り組む。
- ◆ より多くの家庭で食育に対する取り組みを実践してもらえよう、交野市健康増進計画・食育推進計画との連携を強化する。

《団体アンケート調査結果からの意見》

- こ・幼・小連携による交流事業を充実させていく必要があるが、まずは職員同士の交流・連携の強化が必要。
- 職員が多忙であるため、保育士や保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保が必要。
- 学校、行政、家庭、地域等各組織が連携するための具体的な方法の検討が必要。

基本目標3) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり

《主な取り組み状況》

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

新規 子育て支援員養成講座を実施し、受講者を子育て支援員として認定した。

継続 子育て支援者交流会を定期的で開催するとともに、地区交流会へ参画し、ネットワークの充実を行った。

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

継続 平成30年度より妊婦の課題やニーズに対応するために、妊娠届出時に妊娠・出産マイプランシートを作成し、必要に応じて支援につなげる取り組みを行った。

拡充 子育てマップの設置か所数を増やすとともに、「織姫ねっと」において継続的に情報発信するほか、新たに予防接種通知や、必要とする人に必要とする情報をダイレクトに届ける子育てアプリを導入し、情報提供の充実を行った。

基本施策3 地域における子育て支援の充実

拡充 中学校区ごとに開設している地域子育て支援拠点「ぼらりすひろば」を第1児童センターに移転し、週3日から週5日へ開設日数を増やし、こども図書室と連携して事業を実施した。

継続 校区福祉委員会活動や世代間交流事業、子育てサロンを継続的に実施し、子どもの居場所づくりの意識の高まりがみられる中、取り組みの推進を図った。

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

継続 JAや農業団体と連携し、農業が身近に感じられる取り組みを実施するとともに、自然環境分野の講座や事業の実施、交野市子ども会育成連絡協議会が実施するスポーツ・文化事業に対する支援等を通じて、地域環境を活かした多様な活動の推進を図った。

基本施策5 子どもの居場所づくり

拡充 放課後児童会の利用者数は、低学年・高学年ともに増加傾向にあるが、待機児童数はゼロを維持している。また、市内小学校全10校で毎週水曜日に実施してきたフリースペース事業については、2校で週2回、2校で平日毎日開催するなど、4校でフリースペース実施日数を拡大することができた。

拡充 第1児童センターについては、平成29年度より施設管理が市直営となり、子育て支援拠点として子育て支援室を新設する施設の複合化を行った。

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

継続 子どもを交通事故や犯罪等から守るため、「こども110番の家」の旗や「動くこども110番」のステッカーを配布するほか、青色防犯パトロール車による子どもの安全見守りパトロールや、青少年指導員会による市内巡回パトロール等を行った。

《今後強化が必要な取り組み》

- ◆子育てサロンの担い手確保を強化するとともに、地域の中で子どもたちを育むための取り組みを継続的に実施する必要がある。また、認知度が低い事業に対しても、周知活動の強化に努める。
- ◆子どもが放課後を安全に過ごせるよう、**放課後児童会**を継続して実施するとともに、**フリースペース**の実施日数の拡大に向けて、各小学校との連携や安全ボランティアの増員に努める。

《団体アンケート調査結果からの意見》

- 地域の子育て支援者の減少や高齢化が進み、担い手の確保が必要。
- 子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所の確保とともに、人材の確保が必要。

3 交野市を取り巻く課題

1) 子育て家庭への支援の充実

- 女性の就業率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、女性の社会進出が進んでいることがわかります。家庭の就労形態の変化により保育ニーズの増加が予測されることから、新制度に移行していない幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育施設等の保育施設の新設による受け皿の確保を行うなど、受け入れ体制を整備することが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発を強化することが必要です。
- 少子化や核家族化の進行により、身近な人から子育てについて学ぶ機会が減少し、情報化の進展によりインターネット上にはあらゆる情報があふれており、子育てに対して不安を抱える保護者が増加しています。また、妊娠・出産をめぐる課題として若年出産や高齢初産、疾患を抱えるなどの支援を必要とする妊婦の増加があげられます。子育てに関する支援のニーズは多様化しており、支援を必要とする世帯へ適切に支援が届くよう、支援体制の構築が必要です。
- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、交野市においても児童虐待に関する相談件数が増加しています。児童虐待の相談に対して虐待事例検討会や個別ケース会議を開催してきましたが、今後も継続的に開催するとともに、関係機関のネットワークを強化することが重要です。また、児童虐待問題に関する研修及び啓発活動を行い、児童虐待の発生予防、早期発見のために重点的に取り組んでいく必要があります。
- 交野市において、巡回相談件数や障がい児通所支援の利用が増加していることから、今後、発達支援の必要な子どもの増加が見込まれます。交野市立機能支援センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化することが必要です。
- アンケート調査結果からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、子育て世帯への経済的援助を求める声も多くみられるとともに、子育てにかかる出費について悩む方も多くみられます。ひとり親世帯の割合が増加していることから、児童扶養手当等、子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する情報提供を充実させるほか、就労支援等、自立に向けた生活支援のさらなる周知が必要です。
- 団体アンケート調査結果からは、外国人の保護者が孤立する傾向があり、積極的に受けられるサービスが必要であるとの声もみられます。外国人の保護者をはじめ、ひとり親家庭、発達支援の必要な子ども、支援を必要とする妊婦等、特有の悩みを抱える家庭へのあらゆる支援の充実が必要です。

2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実

- 交野市では、認定こども園化を推進し、保育量の確保と幼児期における教育・保育の一体的な提供に取り組むとともに、保育士等の合同研修を実施するなど、職員同士の交流や資質向上に取り組んできました。一方で、団体アンケート調査結果からは、職員同士の交流・連携の強化や人材の確保を求める声がみられます。引き続き職員の資質向上や人材の確保に取り組むとともに、第三者評価を実施するなど、市全体における教育・保育の質を向上させることが必要です。また、学校における諸課題を未然に防げるよう、関係機関との連携強化が必要です。
- 近年、スマートフォンの普及と同時にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用が増加しています。ワークショップからは、SNSの利用増加により、SNSの利用に対して不安が高まっている子どもがいることが問題としてあがっています。学校における情報モラル教育に取り組むとともに、保護者を対象に、SNSの危険性や正しい使い方について啓発を充実させることが必要です。
- 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省）によると、いじめは前年度より増加し、SNS等のインターネット上のいじめも過去最多となっています。また、小中学校の不登校児童生徒数も平成24年以降増加傾向となっています。交野市においては、不登校生徒数は概ね横ばいの推移となっていますが、不登校児童数は平成27年度から平成29年度にかけて増加しています。交野市では、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化するなどの取り組みを行ってきましたが、今後は関係機関との連携をより一層強化し、学校における諸課題の未然防止に取り組むことが必要です。
- アンケート調査結果からは、子どもが参加したい、または保護者として参加させたいと思っている地域活動として、スポーツ活動の割合が高くなっています。子どもの多様なニーズに応じ、心身ともに健全な育成を図るための取り組みの充実が必要です。また、子育てに関して悩んでいることや気になることとしては、子どもの食事や栄養に関することが高くなっています。子どもの健やかな育ちの視点において、より多くの家庭で食育に対する取り組みを実践し、健全な食生活を送ることができるよう、交野市健康増進・食育推進計画との連携強化が必要です。

3) 地域における子育て支援の充実

- 共働き家庭等の増加により、**放課後児童会**の利用者も増加傾向にあります。引き続き子どもが放課後を安全に過ごすために、**放課後児童会**において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、**フリースペース**において実施日数を拡大するなど、居場所づくりの強化が必要です。
- 昨今、子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、安心・安全な子育て環境に対して保護者の意識が高まっていることが考えられます。子どもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- アンケート調査結果からは、地域の方に子育てを支えられていると感じない人が2割ほどみられます。支えてほしい人として、同じ世代の子どもを持つ保護者や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の職員が上位にあがっていることから、保護者同士の交流の促進や子育て家庭が相談しやすい体制整備、情報提供の充実が必要です。また、地域の中で子どもたちを育むためには子育てサロン等、地域住民の協力が不可欠です。地域の子育て支援者の減少・高齢化が進んでいるため、地域の担い手確保の強化が必要です。
- アンケート調査結果からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、公園等の屋外の施設の整備が多く、ワークショップにおいても、子どもが自由に遊べる場所を求める声が多くあがっています。小中学校や公民館等、地域資源を活用した子どもの遊び場の整備が必要です。

4) 子どもの貧困に関する支援の充実

- 子どもの生活実態調査結果からは、世帯の経済状況が学習面や余暇活動等、子どもの生活に連動することがわかりました。世帯の経済状況によって子どもの生活が左右されないよう、生活格差を埋めるための取り組みの推進が必要です。
- 社会保障給付の受給状況を見ると、困窮度が高いほど、社会保障給付の利用率が高くなっているものの、一部の制度では困窮度が高い世帯でも利用率が低いなど、必要とされる世帯に対して制度が普及できていないことが考えられます。困窮層が確実に制度利用へとつながるよう、仕組みづくりが求められます。さらに、最終学歴と困窮度の関係性もみられることから、若年出産者に対する産前産後のケアだけでなく、子育て支援、学びなおし、就労支援の充実等が必要です。
- 困窮度が高い層では、朝食をとっていない子どもが多くみられるとともに、困窮度が高まるにつれて勉強時間が短く、結果として学習理解度の低下につながっていると考えられることから、生活習慣を整えるための施策が求められます。また、困窮度が高いほど、塾や習い事に行くことができていないことも明らかです。家族や親類以外のさまざまな大人や学校以外の友だちと接する機会の喪失は、さまざまな経験の格差にもつながるため、居場所づくりのための取り組みの推進が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行とともに、子育て環境も変化しています。女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加等をはじめ、地域のつながりの希薄化を背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園（所）等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに推進してきた「子どもいっぱい 元気な“かたの”～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」の基本理念を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもがこころ豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもは、未来のまちの担い手です。

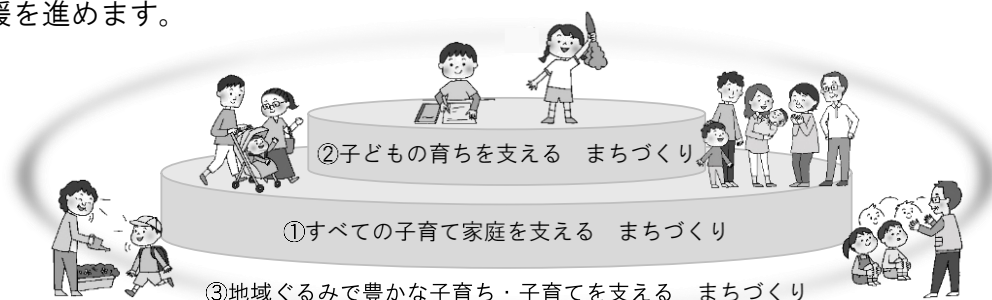
次代の主役である子どもの育ち、子育てを地域全体であたたかく応援し見守っていくことは、未来の“かたの”の元気、活力へとつながっていきます。元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、下記を計画の基本理念として定めます。

基本理念

**子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。



基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子どもへ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっています。その結果、親は相談相手のないまま子育てに取り組まなければならない、育児をする親が孤立してしまい育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に児童虐待等が大きな社会問題を招いています。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を活用し、子育てにあったサービスを上手く活用することが必要となります。

保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向きあえる環境を整え、親としての成長を支えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することで、より良い親子関係の形成とより良い子どもの育ちを実現できるまちづくりを推進します。

基本目標2) 子どもの育ちを支える まちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもが自立心をもって健全に育成されることが重要となっています。そのために、子どもの生活の主体である家庭、学校、地域が連携し、それぞれの力を最大限に発揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。

また、困難を抱えた子どもを支援するため、さまざまな手段を用いて必要な支援・制度につなげる・つながる仕組みを構築することが重要です。

次代を担う子どもたちが、失敗を恐れずチャレンジし、生き抜く力を備え、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育むことができるまちづくりを推進します。

基本目標3) 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり

地域の支えあい機能が希薄化する中、すべての家庭の子育てと子育てを地域全体として支え、地域の幸せと笑顔づくりをめざすためには、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の向上を図るとともに、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭への支援を図ることが重要です。さらに、子どもたちが孤立することのないよう、行政、地域や団体等が連携し、居場所づくりを進めることが重要です。

子育て家庭の立場に立って、身近な場所で相談することのできる相談体制を充実するとともに、子育て・子育てにかかわる多様な人材、組織等の社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもいっぱい 元気な “ かたの “ ｝ 子育て 子育て 地域の和（なごみ） ｝	1 すべての子育て家庭を支えるまちづくり	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
		(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
		(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実
		(4) 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進
		(5) ひとり親家庭の自立支援の推進
		(6) 困難を抱えた若者への自立支援の推進
		(7) 子育て家庭への経済的な支援の充実
		(8) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実
		(9) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	2 子どもの育ちを支えるまちづくり	(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進
		(2) 学校教育の推進
		(3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
		(4) 思春期保健対策の充実
		(5) 「食育」の推進
		(6) 子どもの成長を見守る体制づくりの推進
		(7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実
	3 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支えるまちづくり	(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実
		(2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
		(3) 地域における子育て支援の充実
		(4) 地域環境を活かした多様な活動の推進
		(5) 子どもの居場所づくりの推進
		(6) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

第5章 施策の展開

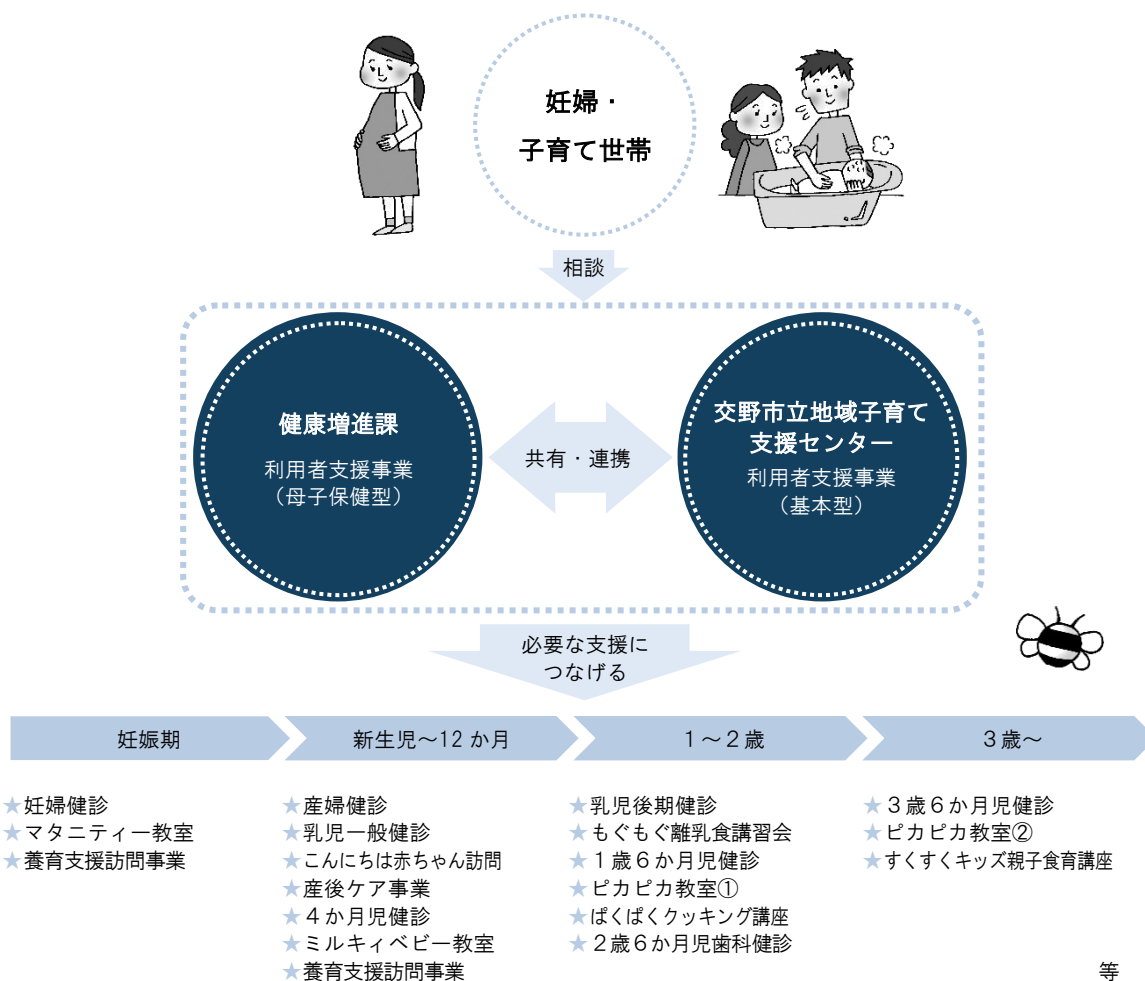
基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり






基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援


妊婦に対する妊娠初期からの保健指導と健康管理を行い、妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん訪問、母子健康教育、各種相談事業などを実施するとともに、母子相談事業の充実及び育児情報の提供を図り、孤立しないで子育てができる環境づくり・まちづくりに努めます。







また、交野市子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行い、より良い育児環境整備、健康づくりへの支援、医療体制の充実に努めます。

■妊娠・出産・育児の切れ目のない支援(イメージ)



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
1	不育症治療費助成事業	不育症治療に要した保険給付適用外の治療費の一部を助成します。	健康増進課	継続
2	助産施設入所	経済的理由により出産費用の負担が困難である妊産婦に対し、指定の助産施設においてその出産費用を助成します。	子育て支援課	継続 
3	妊婦健康診査費用の助成及び妊産婦への歯科健康診査の実施	妊婦健康診査の費用助成（14回）及び妊産婦への歯科健康診査（1回）を実施します。	健康増進課	継続 
4	産前産後の認定こども園等利用促進	2人目以降の出産時に、その兄弟を対象に、産前産後も定員に空きがあった場合は認定こども園等での受け入れを実施します。	こども園課	継続
5	未熟児養育医療費の給付	未熟児の医療費を給付します。	子育て支援課	継続
6	産後ケア事業	出産後、育児支援を必要とする母子に対して、医療機関等において宿泊または通所による産婦ケアを実施します。	健康増進課	継続 
7	産前産後サポート事業	母親同士の交流を支援し、妊産婦が家庭や地域で安心して育児に臨めるようサポートを実施します。	健康増進課	継続 
8	産婦健康診査	産後2週間前後及び産後1か月前後の産婦のこころと身体の健康診査の費用を助成します。	健康増進課	継続
9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	0～4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師、保健師が訪問し、育児相談や地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続 
10	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査	乳児一般・後期健康診査、新生児聴覚検査の費用助成、乳幼児健康診査（4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児）を月1回、2歳6か月児歯科健康診査を2か月に1回、ゆうゆうセンターにて実施します。	健康増進課	継続
11	予防接種事業	各種定期予防接種を実施します。	健康増進課	継続
12	就学時健康診断	就学前児童のための健康診断を実施します。	学校管理課	継続
13	こども医療費等助成	中学校3年生までの入通院費の一部を助成します。	子育て支援課	継続
14	休日診療事業	健康増進センターでの休日診療業務を実施します。	健康増進課	継続
15	救急医療体制確保事業	高度救命救急（ドクターカーの運用含む）、二次救急、初期救急の医療体制を確保します。	健康増進課	継続


 : 「子どもの貧困対策計画」にかかわる事業



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
16	健康教育・相談事業	乳幼児の月齢に対応した教室や相談会、また、小中学校において、いのちや性などに関する講座を学校と連携して開催します。	健康増進課	継続
17	児童と家庭への支援	育児不安を抱えている家庭への訪問支援等を実施します。	子育て支援課	継続
18	利用者支援事業 (母子保健型) 「子ども子育て総合相談窓口」	母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。また、交野市子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	健康増進課	拡充 
19	利用者支援事業 (基本型) 「子ども子育て総合相談窓口」	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談支援等を実施します。また、事業周知、相談支援体制の充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
20	地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。また、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として事業の充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
21	家庭教育学級	保護者を対象とした家庭教育学級の講座や、将来親となる準備期の児童生徒を対象に親学習講座を実施します。	社会教育課	継続 
22	進路選択支援相談事業	高等学校以上の学校に進学する意識をもちながらも、経済的に困難さをもつ生徒、保護者に対し、専門の相談員による進路相談や各種奨学金制度の相談、支援を実施します。	学校管理課	継続 
23	子育て支援情報提供	母子健康手帳配付時やこにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等の機会、「子育てマップ」、地域ポータルサイト「織姫ねっと」、子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等への子育て支援情報提供及び情報発信を行います。また、子育て支援情報を効果的に組みあわせ、子育てに関する情報提供の充実に図ります。	子育て支援課 健康増進課 関係各課	拡充 

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

本計画に基づき、将来における提供区域毎の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消をめざします。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、すべての児童の安心・安全な居場所の確保を図ること等を目的として、放課後児童会とフリースペースを一体型で実施し、健全な育成の充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
24	私立認定こども園等への助成	全市的な幼児期の教育・保育の質、水準の向上が図られるよう、 看護師・フリー保育士の配置やアレルギー対応等への補助金制度を創設、 拡充します。	こども園課	新規 拡充
25	施設型給付費等の給付	教育・保育を必要とするすべての家庭が利用できる、子どもたちがより豊かに育っていけるよう施設型給付費等の支給を実施します。	こども園課	継続
26	私立幼稚園等の子育て支援	私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対する補助を行います。	こども園課	継続
27	私立幼稚園の認定こども園移行促進事業	私立幼稚園の認定こども園への移行を促進し、定員の拡充、受け皿の確保を行います。	こども園課	継続
28	市立認定こども園の環境整備	地域における子育ての拠点として、また、子どもがのびのびと成長できる場として、 施設の老朽化を踏まえ、安心・安全に過ごせる環境を整備するとともに、効率的な運営について検討を進めます。	こども園課	継続
29	子育て短期支援事業	保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を実施します。 また、利用可能区域を検討し、利用者の意向を踏まえたくえで契約施設の確保に努めます。	子育て支援課	拡充 
30	認定こども園等一時預かり事業	認定こども園等における一時預かり事業の受け皿の確保を行い、実施する施設への補助に努めます。	こども園課	拡充
31	一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、また、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内の幼稚園等において一時預かり事業を実施します。	こども園課 子育て支援課	継続

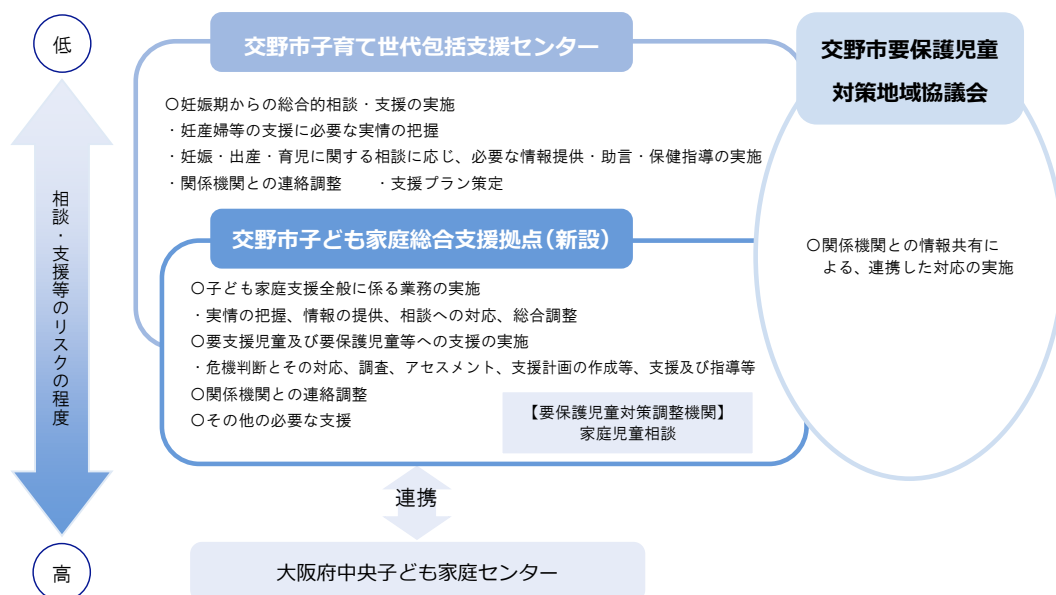
No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
32	延長保育事業	認定こども園等に通う児童で、延長保育を必要とする児童の保育を実施します。	こども園課	継続
33	病児保育事業	保護者が就労している場合等に、子どもが病気等により家庭で養育できない場合に保育・看護を実施します。設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知もあわせて行います。	子育て支援課	拡充 
34	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、安全確保及びより良い環境の整備に努めます。	青少年育成課	拡充
35	放課後子ども教室 (フリースペース)	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、放課後における児童の安心・安全な居場所を確保します。	青少年育成課	継続 





基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

交野市が取り組むさまざまな事業、関係機関が有機的な連携を図り、被虐待児童の援助システムを検討するとともに、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、交野市要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。

また、児童虐待やいじめ、DV（配偶者からの暴力）等の予防的な取り組みとして人権教育・啓発を推進し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

■ 交野市の児童支援体制(イメージ)



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
36	児童虐待防止に関する啓発活動	母子健康手帳配付時や各種健診時等の機会を活用し、子どもとの接し方やさまざまな困難への対処法を紹介し、体罰によらない子育てを推進します。	健康増進課 子育て支援課	継続
37	交野市要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	交野市要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待の防止に向け、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めます。 医療・福祉・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により、児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て支援課 関係各課	拡充 
38	交野市子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な実情の把握に努め、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援にかかる業務を適切に行うことを目的として、交野市子ども家庭総合支援拠点を設置します。	子育て支援課	新規 
39	子育て短期支援事業【再掲】	保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を実施します。また、利用可能区域を検討し、利用者の意向を踏まえ、うえで契約施設の確保に努めます。	子育て支援課	拡充 
40	養育支援訪問事業	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課	継続 
41	人権啓発活動	北河内7市で連携し、人権啓発事業を行います。また、人権なんでも相談やDV等被害者の支援を行うとともに、人権にかかる団体への支援を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続
42	女性相談事業	DV(配偶者等からの暴力)、夫婦、家庭内の問題等について女性相談員が相談に応じます。	人権と暮らしの相談課	継続

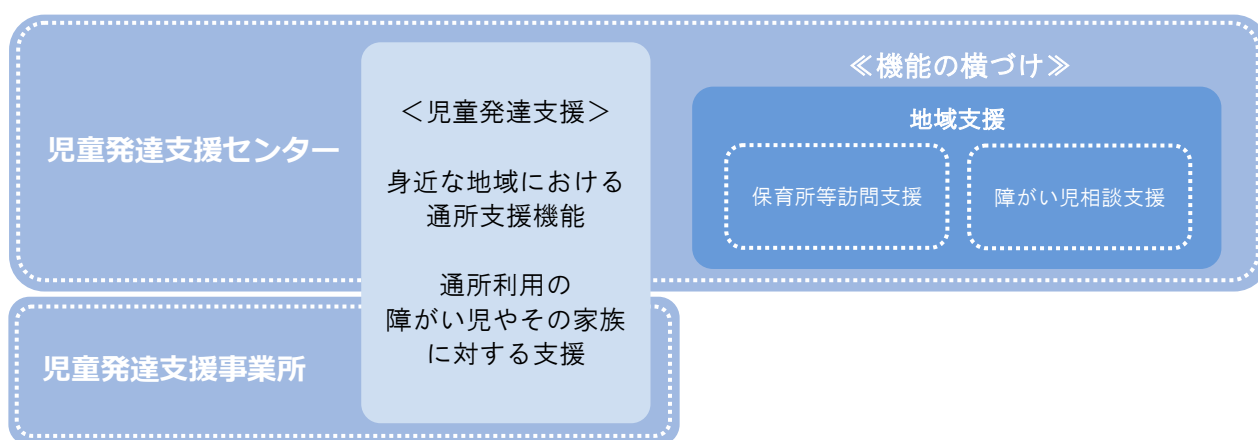
基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）の

ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園等や幼稚園、小学校、機能支援センターや関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりの充実に努めます。

また、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、関係各課、関係機関との連携強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保に努めるとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取り組みの充実に努めます。

■児童発達支援センターのイメージ図








No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
43	障がい児発達支援事業（のびのびグループ）	乳幼児健診後、発達の遅れのある子どもに対し、親子遊びの提供と相談を実施します。	機能支援センター	継続
44	障がい児発達支援事業（あすなるグループ）	小集団での活動を通じて、障がい児の基本的な生活習慣の確立、集団への参加等、発達に必要な支援を実施します。	機能支援センター	継続
45	障がい児発達支援事業（並行通園）	認定こども園等や幼稚園に在籍している発達に支援の必要な子どもが、集団生活に適応するための個別支援を実施します。	機能支援センター	継続
46	児童発達支援センターの設置	児童発達支援事業（障がい児発達支援事業（あすなるグループ）、障がい児発達支援事業（並行通園））に加えて、新たに、保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業の指定を受け、児童発達支援センターを設置します。	機能支援センター	新規
47	交流保育	認定こども園等や幼稚園で生活することを踏まえて、同学年の集団生活を実施します。	機能支援センター	継続






No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
48	障がい児保育	関係機関と連携を密にして、配慮の必要な子どもに対して個別の指導計画を作成し、一人ひとりに必要な保育を実施します。また、1号認定子どものうち、配慮の必要な子どもに対する必要な支援の実施に努めます。	こども園課	拡充
49	支援教育の推進	障がいの状況に応じた支援や指導を行い、障がい者（児）理解を推進します。	指導課	継続
50	発達障がい児等巡回相談事業	巡回相談・保育相談、フォローアップ事業を通じて、発達に課題のある児童を対象に相談・検査・助言等を実施します。	子育て支援課	継続
51	学校活動への参加にサポートを必要とする児童生徒への支援	障がいのある児童生徒が学習活動に円滑に参加するための必要に応じた人的（スクールヘルパー、看護師）・物的（補聴器付属機器）支援と、肢体不自由のある児童生徒の機能訓練への支援（検診）を実施します。	学校管理課	継続
52	放課後児童会への障がい児の受け入れ	障がい児等の受け入れ体制を整備し、安全を確保したうえで受け入れを実施します。	青少年育成課	継続
53	障がい児通所支援・障がい児相談支援	障がい児等の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援し、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、適切なサービスの提供に努めます。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	障がい福祉課 機能支援センター	拡充
54	地域生活支援事業	障がい者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な事業（日常生活用具の給付等、日中一時支援事業、移動支援事業、通学移動支援事業）を実施します。	障がい福祉課	継続
55	医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置事業	医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の調整を行うコーディネーターの配置に努めます。	障がい福祉課	新規
56	障がい者福祉計画等策定事業	障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき計画を策定・推進します。	障がい福祉課	継続

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
57	職場研修	障がい児にかかわる職員が障がいを理解し、障がい児にとって最善の療育・保育・教育が提供できるように、大阪府等が実施する各種研修会へ参加するなど、研修機会の充実を図り、職員の資質向上に努めます。また、支援学級担当教員等の専門性の向上及び支援教育への理解の促進のための研修を実施します。	機能支援センター 健康増進課 指導課 こども園課 子育て支援課 障がい福祉課	継続
58	特別児童扶養手当の支給	障がいを有する児童の養育者に 対する手当の申請受付等を行います。	子育て支援課	継続
59	育成医療費の支給	日常生活を容易にするための医療費を支給します。	障がい福祉課	継続
60	障害児福祉手当	特別な介護が必要な障がいを有する児童に手当を支給します。	障がい福祉課	継続
61	心身障がい者（児）介護手当	身体障がいと知的障がいを有する児童の介護者に手当を支給します。	障がい福祉課	継続
62	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	重度の身体障がいと重度の知的障がいを有する児童の介護者に、大阪府から給付金が支給されます。申請は市で受け付けます。	障がい福祉課	継続

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進




ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など在宅支援なども必要となることから、自立に向けた生活支援などの充実に努めます。また、就労相談やセミナーの開催、資格取得に伴う経済的負担の軽減等、就労支援を行い、ひとり親家庭の自立支援に努めます。



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
63	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に応じます。	子育て支援課	継続 
64	就労支援事業	就労支援相談員によるきめ細やかな相談や就労支援セミナーを開催します。	人権と暮らしの相談課	継続 
65	母子生活支援施設入所	母子家庭等の児童の福祉に欠ける場合における施設入所への支援を行います。	子育て支援課	継続 
66	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対する手当を支給します。	子育て支援課	継続 
67	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。	子育て支援課	継続 

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
68	母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立を図るため各種経済的支援策に関する情報提供に努め、各種貸付の申請受付を行います。	子育て支援課	継続 
69	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課	継続 
70	母子・父子自立支援員等の活動支援	ひとり親家庭等を必要となる制度等につなげるために、母子・父子自立支援員等の研修機会を確保します。	子育て支援課	継続 
71	寡婦（夫）控除のみなし適用	未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額等を実施します。	子育て支援課 こども園課 障がい福祉課	継続 
72	減免制度の適用	放課後児童会の利用において、生活保護被保護世帯、就学援助費受給世帯等、会費の納付が困難な世帯については、申請により会費の減免を行います。	青少年育成課	継続 

基本施策6 困難を抱えた若者への自立支援の推進






働きたい若者や就職に困難を抱える若者が就労につながるよう、就労相談やセミナーの開催、資格取得に伴う経済的負担の軽減等、就労支援を行い、若者の自立支援に努めます。






No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
73	就労支援相談等事業	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、就労につながるよう支援します。また、自分に適した職業を見つけるための職業適性検査を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 
74	若年者のための就労相談事業	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 
75	就労支援セミナー事業	働きたい若者及びその保護者等を対象にセミナーを実施し、就労につながるよう支援します。	人権と暮らしの相談課	継続 

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
76	就労準備支援事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	福祉総務課 ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施	継続 
77	高等学校卒業程度認定試験受験支援事業	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験にかかる受験料を補助します。	人権と暮らしの相談課	継続 

基本施策7 子育て家庭への経済的な支援の充実


生活保護被保護世帯や生活困窮世帯等、経済的困難を抱える家庭の自立を支援するとともに、誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭に適した支援の実施や、地域性も鑑みた、経済的支援の確保に努めます。また、各課で情報共有に努め、制度への確実なつなぎをめざします。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
78	両親の保護を受けられない児童の医療費の助成	両親の保護を受けられない 20 歳未満の児童に対し、医療費の一部を助成します。	子育て支援課	継続
79	児童手当の支給	中学校修了前までの児童に手当を支給します。	子育て支援課	継続
80	保育料第3子無償化(多子世帯への補助)	国が進める無償化の対象外である「課税世帯の0～2歳児」について、多子世帯の第3子以降の保育料無償化を独自に実施します。	こども園課	継続
81	就学援助・特別支援教育就学奨励費(学校用品・医療・修学旅行費等の補助)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援と、特別支援教育の普及のため、障がいのある児童生徒の保護者に対する支援を実施し、経済的負担の軽減を行います。	学校管理課	継続 
82	教育資金の支援	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な人に対する奨学金の貸付と、高校以上の学校への進学予定者または在学者に対する教育貸付金の利子の一部補給を実施します。	学校管理課	継続 
83	おりひめ教育ローン	提携金融機関の「教育ローン」について、市としても借入金の利子の一部を補てんします。	学校管理課	継続 
84	交野市奨学金制度	高等学校相当以上の生徒学生に対する奨学金の貸付を行います。	学校管理課	継続 
85	学校給食費の給付	就学援助費のうち学校給食費について、就学援助費受給資格が認められた世帯の児童生徒に学校給食を現物給付します。	学校管理課	継続 

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
86	高等学校卒業程度認定試験受験支援事業【再掲】	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験にかかる受験料を補助します。	人権と暮らしの相談課	継続 
87	生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図るため、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	福祉総務課 ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施	継続 
88	就労支援事業	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	生活福祉課	継続 
89	生計援助資金貸付	低所得者の一時的生計困難者世帯に対し、当該世帯の生活の安定を図ることを目的に貸付を行います。	福祉総務課	継続 
90	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業【再掲】	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課	継続 

基本施策8 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実【新規】

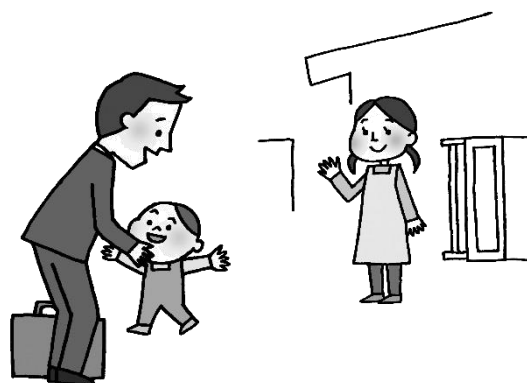
保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や小中学校・認定こども園等に対し、適切な支援体制の充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
91	子育て支援情報提供	子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等において、外国語による子育てに関する情報提供の充実を図ります。	子育て支援課 健康増進課 関係各課	拡充 
92	保護者や小中学校・認定こども園等に対する適切な支援	通訳ボランティア等の派遣による外国語対応支援や、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修等を実施し、外国につながる子どもと保護者への支援を行います。また、認定こども園等においても、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修等の確保に努めます。	指導課 こども園課	拡充
93	日本語教室「学びの場」の開催	日本語学習を必要とする人々に対し、学習機会を提供します。	社会教育課	継続

基本施策9 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会基本法における基本的な視点をもって、交野市男女共同参画計画に基づき、働きながら子育てをする人を理解し、子育てを支援する職場環境の意識を醸成するとともに、子育てをしやすい職場環境の整備について啓発に努めます。


No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
94	男女共同参画社会実現への啓発	男女共同参画啓発事業の実施及び交野市男女共同参画計画アクションプランの進捗管理を行います。	人権と暮らしの相談課	継続



基本目標2 子どもの育ちを支える まちづくり

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進



交野市では、交野市学校教育ビジョンにも取り組みが掲げられており、教育委員会、小学校、認定こども園等、幼稚園の連携を一層進め、円滑な接続に努めるとともに、就学前教育の質の向上に努めます。






No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
95	幼児期の学校教育・保育の推進	子どもの発達、成長過程に応じたきめ細やかな幼児期の学校教育・保育を進め、生活や遊びを通して生きる力の基礎を育みます。	こども園課	継続
96	認定こども園等、幼稚園、家庭、地域での連携推進	市立認定こども園では、地域に根ざした特色ある園をめざすため、園庭・室内開放、地域活動事業を実施します。また、私立認定こども園等における地域への子育て支援事業に対する補助を実施します。	こども園課	継続
97	認定こども園等、幼稚園の職員の資質向上	大阪府等が実施する各種研修会への参加を促し、安心して子どもを預けられる認定こども園等、幼稚園をめざすとともに、保育士・幼稚園教諭の交流研修会や合同研修会などを行い、互いの専門性を高めあえるよう、就学前教育や乳児期の保育環境等の研修を実施し、職員の資質向上に努めます。	こども園課	拡充 
98	幼児教育・保育に関する専門的な人材の配置	幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づいて、助言やその他の支援を行う人材の配置に努めます。	こども園課	新規
99	評価による保育の質の向上	市立認定こども園では、職員、保護者により保育教諭等に対する教育・保育の評価を行い、運営の改善や幼児期の教育・保育の向上に努めます。また、相互評価や第三者評価を行い、さらなる幼児期の学校教育・保育の質の向上を行います。	こども園課	継続
100	認定こども園・幼稚園、小中学校、関係機関における連携強化	幼児期から豊かなこころを育む教育・保育を推進するとともに、小学校及び中学校への円滑な移行を図ります。そのために、就学・進学支援シートの活用及びフォローアップの実施等、各部局が連携し、接続した支援が可能となるシステムづくりを充実させます。	指導課 こども園課 子育て支援課	継続



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
101	認定こども園・幼稚園等と小中学校との交流の推進	認定こども園等、幼稚園、小学校及び中学校との円滑な接続に向け、入学体験、行事交流、職場体験等による子ども同士の交流を図り、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	指導課 こども園課	継続
102	(仮)小中一貫学園構想事業	小学校から中学校への円滑な接続及び9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図ります。また、言語活用力・外国語教育・プログラミング教育の充実に取り組みます。	指導課	拡充
103	認定こども園・幼稚園等と小中学校の円滑な接続	こ・幼・小連絡協議会において、保育活動と学校教育についての相互連携を深化させます。そして、職員による合同研修や相互参観等を通し、個々のニーズに応じた教育・保育の実施に向け、交流を推進します。	指導課 こども園課	継続

基本施策2 学校教育の推進

学校においてさまざまな体験活動を実施し、地域のボランティアとの交流を通じて、異なる世代間での交流を促し、より一層豊かなこころを育むとともに、ALTの活用や英語プレゼンテーション大会の実施等、外国語教育の充実に努めます。



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
104	少人数学級の整備と充実	小学校全学年において35人以下学級にすることで、子どもたち一人ひとりに対しきめ細やかな指導を行います。	指導課	継続 
105	少人数指導	国語・算数(数学)・英語で少人数指導を実施します。	指導課	継続 
106	(仮)未来の教育ICT環境整備(NEX T)推進事業	児童生徒の情報活用能力を育成するために、ICTを活用した授業等の教育環境整備に努めます。	指導課	拡充
107	人権尊重のための教育・啓発活動	人権及び人権問題に関する正しい認識を含め、すべての人々の自立と自己実現や豊かな人間関係をめざします。	指導課	継続
108	人権教育の推進	自己肯定感を育て、自己実現をめざし、人との豊かなつながりを築く人権教育を推進します。	指導課	継続

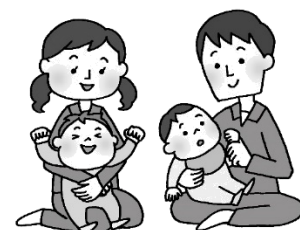
No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
109	キャリア教育の推進	児童生徒が将来に対する目的意識をもつとともに、進路を選択する能力と態度を育成します。	指導課	継続 
110	男女平等教育の推進	男女平等教育にかかる実践交流、教職員研修を実施します。	指導課	継続
111	生徒指導（相談）体制の充実と校内体制の支援	児童生徒及び保護者の悩みや不安を的確に受け止め、問題行動の早期発見や未然防止、不登校への対応に努めるために、臨床心理士による児童生徒、保護者への教育相談を実施するとともに、市籍スクールソーシャルワーカーによる校内ケース会議等への支援を図ります。	指導課	拡充
112	子ども未来サポート事業	放課後の居場所として学校図書館を開館し、活動員を配置したうえで、学習補助・読書・調べ学習等の支援を行います。	指導課	継続 
113	学校図書館を活用した授業の推進	学校図書館を活用し、子どもと読書を結び付ける機会を提供するとともに、読書指導を推進します。	指導課 図書館	拡充
114	学校支援地域本部事業	各学校において、校区子どもを育てる会を中心とした学習補助、あいさつ運動、花壇整備等の取り組みを実施します。	社会教育課	継続 
115	放課後子ども教室（フリースペース）【再掲】	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、放課後における児童の安心・安全な居場所を確保します。	青少年育成課	継続 
116	授業改善と教員の資質向上	教育研究・授業改革等の一層の充実と教員の資質向上を図るため、研修等を実施します。	指導課	継続
117	教職員研修	子どもの貧困問題等に関する理解を深め、教職員の資質向上を図るため、研修を実施します。	指導課	継続 
118	外国語教育の充実	A L T を活用し、小学校外国語（英語）教育充実のための研究や小中学校の授業づくり研修を実施し、国際理解教育等に取り組みます。また、英語プレゼンテーション大会及び英検 I B A を実施します。	指導課	継続
119	学校教育活性化推進事業	各学校が進める特色ある教育活動を支援します。	指導課	継続

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
120	交野市小中学校学力充実支援事業	他府県の先進校への視察を通じ、先進事例を取り入れ、一層の授業の充実と学力の向上を図ります。小学校まとめテストにより、学習のつまづきを把握するとともに、中学校の学習につなげます。	指導課	継続
121	魅力ある教育活動	地域の専門家や技術者を授業や部活動の指導者として招聘、派遣します。	指導課	継続
122	自主性・自律性の確立をめざす学校運営	学校の自主性・自律性を活かしながら、児童生徒や地域の状況と学校の課題を踏まえた独自の取り組みを一層進めることで、より特色ある学校づくりを推進します。	指導課	継続
123	学校パワーアップ推進事業	学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりを推進します。	指導課	継続 
124	学習支援員派遣事業	児童生徒の学習上の課題や習熟に応じたきめ細やかな指導を支援する学習支援員を派遣します。	指導課	継続 

基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実





次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みの充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
125	キャリア教育の推進【再掲】	児童生徒が将来に対する目的意識をもつとともに、進路を選択する能力と態度を育成します。	指導課	継続 
126	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が集う場において、中学生等が乳幼児についての知識・理解を深めることを目的とした、ふれあい体験等を実施し、異世代間の相互理解を深める取り組みを実施します。また、ふれあい体験等の機会を増やし、相互理解を深める取り組みの充実に努めます。	子育て支援課	拡充 





基本施策4 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒の健康診断等による健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的な取り組みを推進します。さらに、引き続き専門相談員を派遣するほか、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化するなど、思春期におけるこころの問題にかかわる相談・支援体制の充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
127	健康教育・相談事業 【再掲】	乳幼児の月齢に対応した教室や相談会、また、小中学校において、いのちや性などに関する講座を学校と連携して開催します。	健康増進課	継続
128	児童生徒の健康管理	学校における児童生徒の健康診断や健康の保持増進を図る活動への支援（ブラッシング指導や学校保健会事務等）を行います。	学校管理課	継続
129	生徒指導（相談）体制の充実と校内体制の支援【再掲】	児童生徒及び保護者の悩みや不安を的確に受け止め、問題行動の早期発見や未然防止、不登校への対応に努めるために、臨床心理士による児童生徒、保護者への教育相談を実施するとともに、市籍スクールソーシャルワーカーによる校内ケース会議等への支援を図ります。	指導課	拡充
130	情（こころ）の教育実践支援事業	臨床心理士が発達相談やカウンセリングを実施します。また、いじめや不登校、暴力行為等の諸課題の解決を図り、交野市いじめ防止基本方針に基づく組織等を支援します。	指導課	継続 
131	スクールソーシャルワーカー活用事業	虐待や不登校等に関する児童生徒を取り巻く生活環境の諸課題の解決を図るために、各学園（中学校区）にスクールソーシャルワーカー1名を配置し、関係機関との連携強化に努めます。	指導課	拡充 
132	専門相談員等活用事業	児童生徒を取り巻く環境の改善にあたるスクールカウンセラーやピアカウンセラーなどの専門家を学校に派遣するとともに、関係機関との連携強化に努めます。	指導課	拡充 
133	アウトリーチ型家庭教育支援	長期欠席・不登校への対応、改善に向けて訪問支援や親学習を実施します。	指導課	継続 


基本施策5 「食育」の推進


子どもの成長にあわせた食育を推進するため、第2期交野市健康増進計画・食育推進計画に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むことができるよう、学校や関係機関と連携した取り組みの充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
134	健康増進・食育推進	第2期交野市健康増進計画・食育推進計画の推進、進行管理を行います。	健康増進課	継続
135	食育の推進・啓発と子どもの生活支援	学校・家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食育の啓発活動を行います。また、長期休みに料理教室等を開催し、食の大切さを学び、子どもたち自らが料理を作り、食べることができる指導を行います。	指導課 給食センター	継続 
136	学校給食の提供	児童生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育を行うとともに、健全な発育に資する安心・安全で美味しい給食を提供します。	給食センター	継続
137	調理員による交流給食	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食を一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	給食センター	継続 

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくりの推進

子どもの社会性を育むため、学校を「核」とし、学校・行政・家庭・地域等が連携を深め、それぞれの役割分担により協働し子どもの成長を見守る、安心・安全な子育て環境の体制づくりに努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
138	地域学校協働活動	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、学習環境の整備、登下校の安全、見守り、学習支援、放課後の居場所づくり等の学校支援の取り組みを実施します。また、コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画等、地域学校協働活動の充実に努めます。	指導課 社会教育課 青少年育成課	拡充 
139	学校評議員の活用	地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し、学校運営の改善に向けた取り組みを実施します。	指導課	継続

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
140	開かれた学校づくりの推進	学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を活かし、三者が一体となって地域の子どもの教育にあたります。また、新たに学校と地域が協働して学校運営を行うコミュニティ・スクールの実現に向けた体制を整備します。	指導課	新規 拡充
141	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	虐待や不登校等に関する児童生徒を取り巻く生活環境の諸課題の解決を図るために、各学園（中学校区）にスクールソーシャルワーカー1名を配置し、関係機関との連携強化に努めます。	指導課	拡充 

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

子どもたちの多様なスポーツ・文化へのニーズに応じ、各種スポーツ教室や体育行事の開催、講師や活動場所の提供などの支援に努め、子どもの心身の健全な育成を推進します。また、図書館等ではおはなし会、絵本の読み聞かせについての講座などを引き続き実施し、絵本を通して子どもの成長を支援する取り組みの充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
142	文化教室の運営	文化教室及び生涯学習講座を実施します。	社会教育課	継続
143	子どもの体力向上プログラム	遊びを取り入れながら子どもの体力向上を目的としたプログラムを実施します。	社会教育課	継続
144	体育教室の運営	子どものニーズに応じた5教室の体育教室を実施します。	社会教育課	継続
145	地域家庭文庫活動への支援	各文庫（5か所）へ60冊ずつ新刊図書を提供し支援します。	図書館	継続
146	子どもの読書活動推進	ブックスタートやおはなし会等、子どもと読書を結び付ける機会を提供します。また、学校やボランティアとの連携・協力を図り、子どもの読書活動の推進に向け事業内容の充実に努めます。	図書館	拡充
147	かたのツーリズムによる観光・産業・健康促進事業	豊かな自然環境を活用した体験型プログラム等を実施します。	地域振興課	継続






基本目標3 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

地域社会全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるため、子育て支援のネットワーク強化に今後も取り組み、子育て家庭を地域全体で支えあうという意識の定着を図ります。また、子育て中の保護者の活動支援を行い、保護者同士の交流ネットワークの支援の充実に努めます。

【子育てを支えるまちづくり】イメージ図











No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
148	子育て支援者等交流会	子どもの居場所の拡大に向け、市域で子育て支援活動をする団体等を対象に交流会、地区会、講演会等を継続実施します。また、子育て支援者の確保及び子育て中の保護者との交流等の交流会の充実に努めます。	子育て支援課 社会福祉協議会	拡充 
149	子育てサークル、ネットワーク事業	地域の子育て自主サークル、子育て支援活動を支援します。	子育て支援課	継続
150	子育て支援員の育成	子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、地域の子育て支援活動の担い手の人材の養成を行います。	子育て支援課	継続
151	交野市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 【再掲】	交野市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待の防止に向け、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めます。 医療・福祉・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により、児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て支援課 関係各課	拡充 
152	コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	制度の狭間にある福祉課題の相談対応をします。	福祉総務課 ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施	継続 




基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

子育て家庭のそれぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談への対応を図るため、相談員の専門性の向上に努めます。

また、必要な家庭へ確実に子育ての情報が伝わるよう、これまで行っている情報提供の見直しや新たな手段による提供など、効果的な情報提供の充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
153	利用者支援事業（母子保健型） 「子ども子育て総合相談窓口」 【再掲】	母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。また、交野市子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	健康増進課	拡充 



No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
154	利用者支援事業 (基本型) 「子ども子育て総合相談窓口」 【再掲】	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談支援等を実施します。また、事業周知、相談支援体制の充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
155	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。また、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として事業の充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
156	養育支援訪問事業 【再掲】	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課	継続 
157	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)【再掲】	0～4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師、保健師が訪問し、育児相談や、地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続 
158	発達障がい児等巡回相談事業【再掲】	巡回相談・保育相談、フォローアップ事業を通じて、発達に課題のある児童を対象に相談・検査・助言等を実施します。	子育て支援課	継続
159	子育て支援情報提供【再掲】	母子健康手帳配付時やこんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)等の機会、「子育てマップ」、地域ポータルサイト「織姫ねっと」、子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等への子育て支援情報提供及び情報発信を行います。また、子育て支援情報を効果的に組みあわせ、子育てに関する情報提供の充実に図ります。	子育て支援課 健康増進課 関係各課	拡充 
160	進路選択支援相談事業【再掲】	高等学校以上の学校に進学する意識をもちながらも、経済的に困難さをもつ生徒、保護者に対し、専門の相談員による進路相談や各種奨学金制度の相談、支援を実施します。	学校管理課	継続 
161	コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業【再掲】	制度の狭間にある福祉課題の相談対応をします。	福祉総務課 ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施	継続 


No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
162	ひとり親家庭の自立支援【再掲】	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に応じます。	子育て支援課	継続 
163	就労支援相談等事業【再掲】	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、就労につながるよう支援します。また、自分に適した職業を見つけるための職業適性検査を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 
164	若年者のための就労相談事業【再掲】	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 

基本施策3 地域における子育て支援の充実

地域の子育て支援活動の充実を図るとともに、地域の中でつながりあう子育て支援を推進します。

また、地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等の世代間交流活動事業を継続実施し、充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
165	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。また、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として事業の充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
166	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、子どもの送迎や子どもの預かり等、地域で子育てについての助けあいを行う仕組みを運営します。また、ひとり親家庭の利用料について、負担軽減を行います。さらに、提供会員の確保、事業の周知、広報活動に力を入れて取り組み、提供会員向け研修の充実を図ります。	子育て支援課	拡充 
167	わくわく子育て教室	市立認定こども園を資源活用した子育てに関する体験学習、親学習啓発等を関係機関と連携して実施します。	こども園課	継続
168	「アリス」の部屋の開放	ボランティアグループの協力を得て0～3歳児の子どもと保護者に部屋と園庭を開放します。	機能支援センター	継続
169	「和」なごみ	センターの卒園児（小学2年生まで）と保護者が気軽に集い話し合える場、相談できる場を提供します。	機能支援センター	継続

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
170	認定こども園等における世代間交流の取り組み	地域の人生経験豊かな方々の協力を得て、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに世代間交流を実施します。	こども園課	継続
171	小地域ネットワーク活動推進事業	住民が主体となり、地域の実情にあわせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開します。	福祉総務課 ※ 活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続 
172	青少年活動の充実	団体活動を通じて、青少年の豊かな情操を育成するための事業を実施します。	青少年育成課	継続
173	地域福祉を担う人材の発掘・育成	新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。また、社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。	福祉総務課 ※ 活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続





基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進


交野市の豊かな自然環境を活かした活動を通じて、こころと感性を培っていけるよう、豊かな自然環境を活かした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく取り組みに努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
174	農とのふれあい機会の提供等	農とのふれあいツアー、農とのふれあい体験、農業まつりの開催支援等に取り組みます。	農政課	継続
175	子どもへの自然環境保全の伝承	講座、交流会等を実施します。 ・ 環境基本計画の推進 ・ かたの環境講座の開催 ・ いきものふれあいセンター事業	環境衛生課	継続
176	相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実を図ります。(青少年指導員会、子ども会育成連絡協議会)	青少年育成課	継続
177	かたのツーリズムによる観光・産業・健康促進事業 【再掲】	豊かな自然環境を活用した体験型プログラム等を実施します。	地域振興課	継続

基本施策5 子どもの居場所づくりの推進

子どもたちが孤立することなく、健やかに成長できるよう、放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援する取り組みの充実に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
178	都市公園の適切な維持管理	都市公園の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、公園の樹木の剪定及び除草・清掃等を実施します。	緑地公園課	継続
179	ちびっこ広場の適切な維持管理	ちびっこ広場の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、ちびっこ広場の樹木の剪定及び除草・清掃等を実施します。	緑地公園課	継続
180	緑道等の整備と適切な維持管理	緑道等の施設の補修工事、緑道等の樹木の剪定及び除草・清掃等に取り組みます。	緑地公園課	継続
181	既存施設の利用	第1児童センター、スポーツレクリエーションセンター、青年の家等の利用を促進します。	青少年育成課 社会教育課	継続
182	第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じて児童の体力増進と豊かな情操を育成に取り組みます。	青少年育成課	継続
183	放課後児童 健全育成事業 (放課後児童会) 【再掲】	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、安全確保及びより良い環境の整備に努めます。	青少年育成課	拡充
184	放課後子ども教室 (フリースペース) 【再掲】	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、放課後における児童の安心・安全な居場所を確保します。	青少年育成課	継続 
185	子ども等の居場所づくりに向けた支援	学習支援などの機能をもつ居場所づくりを地域や団体等が実施するうえで、市として立ち上げや運営等を支援します。また、事業の周知及び団体等との連携強化を図ります。	子育て支援課	拡充 
186	小地域ネットワーク活動推進事業 【再掲】	住民が主体となり、地域の实情にあわせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開します。	福祉総務課 ※ 活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続 
187	子ども未来サポート事業【再掲】	放課後の居場所として学校図書館を開館し、活動員を配置したうえで、学習補助・読書・調べ学習等の支援を行います。	指導課	継続 

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
188	地域学校協働活動 【再掲】	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、学習環境の整備、登下校の安全、見守り、学習支援、放課後の居場所づくり等の学校支援の取り組みを実施します。また、コーディネーター機能の強化や幅広い層の地域住民の参画等、地域学校協働活動の充実に努めます。	指導課 社会教育課 青少年育成課	拡充 

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、道路や公園、関係施設の設備・点検等を行い、子どもが安心して生活できる環境づくりの推進に努めます。

No.	主な事業名	事業内容	担当課	方向性
189	交通安全意識の普及・啓発	交通安全教室、安全運転者講習会、交通安全人形劇等の開催及び各種交通安全運動等の事業の実施、啓発看板の作成・設置を行います。	危機管理室	継続
190	通学路の安全管理	通学路安全プログラムの取りまとめ、登下校見守りシステムの実施、注意喚起看板設置、開発事前協議を行います。	学校管理課	継続
191	子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪やいたずらから守る活動を行います。(こども110番、子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロール)	青少年育成課	継続
192	防犯対策	市内LED防犯灯及び防犯カメラを適切に運用します。	危機管理室	継続
193	教育・啓発	子どもの安全確保のための各種取り組みを推進します。 ・交通安全指導の充実 ・防犯講習会の開催及び犯罪防止に関する関係機関の連携強化 ・携帯電話の取り扱い及びSNSの危険性等について、教職員向け研修、子ども向けの安全教室の実施	指導課	拡充
194	やさしいまちづくり	福祉のまちづくり条例の適切な運用に取り組めます。	開発調整課	継続
195	移住・定住の促進	3世代同居・近居にかかる補助事業事務を行います。	都市計画課	継続

第 6 章 法定事業の目標値等

1 基本的な考え方

1) 量の見込みの算出方法について

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。なお、教育・保育の2号及び3号の量の見込みについては、保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年の令和6年度に向けて潜在的な需要が顕著化すると仮定し設定しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに確保方策及び実施時期を設定しています。

2) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

■区域設定の考え方

- 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定
- 区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ども数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定

上記の考え方を踏まえ、交野市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（右ページ表参照）。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	・ 保育所（園） ・ 幼稚園 ・ 認定こども園	2区域 (一・二中学校区) (三・四中学校区)
	地域型保育事業	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業	

地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業（1・2号認定による定期的利用） ・延長保育事業 	2区域 （一・二中学校区） （三・四中学校区）
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査事業 ・こにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ・一時預かり事業（その他の一時預かり） ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童会） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	1区域 （市全域）

3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 1号認定（教育認定子ども）〈3～5歳〉

■事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保方策

現在、市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、既存施設において量の見込みに対する供給量を確保します。

2) 2号認定（保育認定子ども）〈3～5歳〉

①学校教育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保方策

現在、市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用により、量の見込みに対する供給量を確保します。

②保育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園等）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園で実施します。今後、需要の増加も見込んでいることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

3) 3号認定（保育認定子ども）＜0～2歳＞

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、地域型保育事業等）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園で実施します。今後、需要の増加も見込んでいることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

■量の見込みと確保方策

（単位：人）

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号		保育利用率	
				教育の 利用希望	保育 利用希望	0歳	1、2歳		
令和2	全市	量の見込み	953	240	845	98	543	38.4%	
		確保方策	特定教育・保育施設	559	-	820	117		416
			新制度に移行しない幼稚園	1,035	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	24		94
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5		15
	計	1,594	-	822	146	525			
	中学校区 一・二	量の見込み	485	121	431	50	277	41.2%	
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68		240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	6		40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4		9
	計	633	-	477	78	289			
中学校区 三・四	量の見込み	468	119	414	48	266	35.6%		
	確保方策	特定教育・保育施設	210	-	343	49		176	
		新制度に移行しない幼稚園	751	-	-	-		-	
		特定地域型保育事業の地域枠	-	-	-	18		54	
		企業主導型保育施設	-	-	2	1		6	
計	961	-	345	68	236				
令和3	全市	量の見込み	946	238	871	97	544	43.6%	
		確保方策	特定教育・保育施設	665	-	919	124		439
			新制度に移行しない幼稚園	864	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	24		132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5		15
	計	1,529	-	921	153	586			
	中学校区 一・二	量の見込み	488	123	449	49	276	42.6%	
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68		240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	6		40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4		9
	計	633	-	477	78	289			
中学校区 三・四	量の見込み	458	115	422	48	268	44.6%		
	確保方策	特定教育・保育施設	316	-	442	56		199	
		新制度に移行しない幼稚園	580	-	-	-		-	
		特定地域型保育事業	-	-	-	18		92	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	1		6	
計	896	-	444	75	297				

(単位：人)

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号			
				教育の利用希望	保育利用希望	0歳	1、2歳	保育利用率	
令和4	全市	量の見込み	954	240	914	99	542	44.5%	
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124		439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	24		132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5		15
			計	1,380	-	981	153		586
	中学校区 一・二	量の見込み	484	121	464	50	272	44.1%	
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68		240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	6		40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4		9
	計	633	-	477	78	289			
	中学校区 三・四	量の見込み	470	119	450	49	270	45.0%	
		確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56		199
			新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-		-
特定地域型保育事業			-	-	-	18	92		
企業主導型保育施設の地域枠			-	-	2	1	6		
計			747	-	504	75	297		
令和5	全市	量の見込み	936	235	932	100	553	45.0%	
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124		439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	24		132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5		15
			計	1,380	-	981	153		586
	中学校区 一・二	量の見込み	468	117	466	50	274	45.0%	
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68		240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	6		40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4		9
	計	633	-	477	78	289			
	中学校区 三・四	量の見込み	468	118	466	50	279	45.0%	
		確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56		199
			新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-		-
特定地域型保育事業			-	-	-	18	92		
企業主導型保育施設の地域枠			-	-	2	1	6		
計			747	-	504	75	297		
令和6	全市	量の見込み	904	228	937	101	564	45.8%	
		確保方策	特定教育・保育施設	880	-	979	124		439
			新制度に移行しない幼稚園	500	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	24		132
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	5		15
			計	1,380	-	981	153		586
	中学校区 一・二	量の見込み	450	114	467	50	279	45.8%	
		確保方策	特定教育・保育施設	349	-	477	68		240
			新制度に移行しない幼稚園	284	-	-	-		-
			特定地域型保育事業	-	-	-	6		40
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	4		9
	計	633	-	477	78	289			
	中学校区 三・四	量の見込み	454	114	470	51	285	45.7%	
		確保方策	特定教育・保育施設	531	-	502	56		199
			新制度に移行しない幼稚園	216	-	-	-		-
特定地域型保育事業			-	-	-	18	92		
企業主導型保育施設の地域枠			-	-	2	1	6		
計			747	-	504	75	297		

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園

特定地域型保育事業等：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育や企業主導型保育

企業主導型保育施設：従業員に柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。記載の確保方策（定員数）のうち、地域の子どもも受け入れることができる地域枠が設けられている。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1) 利用者支援事業

■事業内容

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図ります。

利用者支援（情報提供、相談・助言等）及び地域連携（関係機関との連絡調整等）を実施する基本型を1か所、妊娠期からの切れ目のない支援を行う母子保健型を1か所設置し、基本型と母子保健型の連携により交野市子育て世代包括支援センターを開設しています。

■量の見込みと確保方策

（単位：か所）

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	2	2	2	2	2	2
	②確保方策	-	2	2	2	2	2
差(②-①)			0	0	0	0	0

引き続き、妊娠期からのさまざまなニーズに対して、切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点として「交野市子育て世代包括支援センター」を設置し、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整・連携強化を図ります。

2) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる常設の場として、中学校区ごとに1か所開設しています。

■量の見込みと確保方策

（単位：延べ組数）

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	14,854	14,694	14,273	13,970	13,819	13,592
		②確保方策	-	16,152	16,152	16,152	16,152	16,152
	差(②-①)			1,458	1,879	2,182	2,333	2,560

(単位：延べ組数)

区域		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中 学 校 区 一・二	計画値	①量の見込み	9,138	7,498	7,254	7,010	6,859	6,741
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
	差(②-①)			578	822	1,066	1,217	1,335
中 学 校 区 三・四	計画値	①量の見込み	5,716	7,196	7,019	6,960	6,960	6,851
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
	差(②-①)			880	1,057	1,116	1,116	1,225

子育て家庭にとって、身近な場所で気軽にいつでも自由に集える場を提供するため、教育・保育提供区域を2区域で設定します。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として、既存の4拠点を充実します。

また、子育て家庭の孤立を防ぐため、妊娠期から子育て支援情報の提供を行い、幼児健診においては、積極的に地域子育て支援拠点の周知を行います。

- ★交野市立地域子育て支援センター（第一中学校区）
- ★ぼらりすひろば（第二中学校区）
- ★星田地域子育て支援センター（第三中学校区）
- ★つどいの広場（第四中学校区）

3) 妊婦健康診査事業

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ回数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	6,403	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	②確保方策	-	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
差(②-①)			0	0	0	0	0

交野市子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し構築します。

また、妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつへの対応を強化します。併せて、支援を必要とする妊婦の早期対応を行います。

4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

■事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実件数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	549	521	511	512	505	497
	②確保方策	-	521	511	512	505	497
差(②-①)			0	0	0	0	0

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けるため、着実に事業を実施していきます。

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、交野市要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	1	5	5	5	5	5
	②確保方策	-	5	5	5	5	5
差(②-①)			0	0	0	0	0

交野市子育て世代包括支援センターと連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

また、子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもを守る地域ネットワークとして「交野市要保護児童対策地域協議会」の適切な運用に努めるとともに、「交野市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、保健・教育・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

6) 子育て短期支援事業

■事業内容

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した事業実施施設に一定期間、子どもの預かりを行います。制度の周知を図るとともに、適切な利用を促します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ日数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	25	55	54	54	52	52
	②確保方策	-	55	54	54	52	52
差(②-①)			0	0	0	0	0

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえたうえで実施していきます。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
就学前	計画値	①量の見込み	668	763	750	746	734	716
		②確保方策	-	763	750	746	734	716
	差(②-①)			0	0	0	0	0
小学生	計画値	①量の見込み	1,068	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
		②確保方策	-	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
	差(②-①)			0	0	0	0	0

今後も安定して提供会員を維持するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心・安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

8) 一時預かり事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 1号認定による定期的利用（認定子ども園等における在園児を対象とした預かり保育）

■量の見込みと確保方策

（単位：延べ人数）

区域		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	計画値	①量の見込み	4,639	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
		②確保方策	-	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
	差（②-①）		0	0	0	0	0	
中 学 校 区	計画値	①量の見込み	3,448	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
		②確保方策	-	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
	差（②-①）		0	0	0	0	0	
中 学 校 区	計画値	①量の見込み	1,191	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
		②確保方策	-	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
	差（②-①）		0	0	0	0	0	

(イ) 2号認定による定期的利用

■量の見込みと確保方策

（単位：延べ人数）

区域		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	計画値	①量の見込み	452	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
		②確保方策	-	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
	差（②-①）		0	0	0	0	0	
中 学 校 区	計画値	①量の見込み	182	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
		②確保方策	-	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
	差（②-①）		0	0	0	0	0	
中 学 校 区	計画値	①量の見込み	270	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
		②確保方策	-	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
	差（②-①）		0	0	0	0	0	

(ウ) その他の一時預かり

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	1,950	6,292	6,183	6,153	6,055	5,898
	②確保方策	-	6,164	6,164	6,164	6,164	6,164
差(②-①)			-128	-19	11	109	266

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

その他の一時預かりについては、既存の認定こども園等での一時預かり等、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

9) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園等の開所時間(11時間)の前後30分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度において、保育時間は標準時間認定(11時間)と短時間認定(8時間)の2区分とされ、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	500	608	597	595	584	569
		②確保方策	-	608	597	595	584	569
	差(②-①)			0	0	0	0	0
中一・二 中学校区	計画値	①量の見込み	252	310	306	301	291	283
		②確保方策	-	310	306	301	291	283
	差(②-①)			0	0	0	0	0
中三・四 中学校区	計画値	①量の見込み	248	298	291	294	293	286
		②確保方策	-	298	291	294	293	286
	差(②-①)			0	0	0	0	0

現在、すべての市立認定こども園においては、7時～19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立認定こども園においては、19時30分までの延長保育事業を実施しています。各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保します。

10) 病児保育事業

■事業内容

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

■量の見込みと確保方策

(単位：延べ人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	428	434	426	424	417	407
	②確保方策	-	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
差(②-①)			682	690	692	699	709

今後も保護者のニーズに対応するため、設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行います。

11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)

■事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(1~6年生)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(単位：実人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1年生	230	272	273	281	292	236
	2年生	225	258	248	247	254	262
	3年生	173	174	215	207	203	211
	4年生	110	134	127	155	153	148
	5年生	40	59	63	62	75	75
	6年生	22	31	31	29	34	40
	①合計	800	928	957	981	1,011	972
	②確保方策	-	970	970	1,000	1,030	1,030
差(②-①)			42	13	19	19	58

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、安全確保及びより良い環境の整備に努めます。

また、現在、市内小学校10校において、フリースペースとの一体型として実施しています。今後は、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、フリースペースとの連携強化に努めます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

■確保方策

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

第7章 計画の推進

1 推進体制の充実

1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

3) 国・府との連携

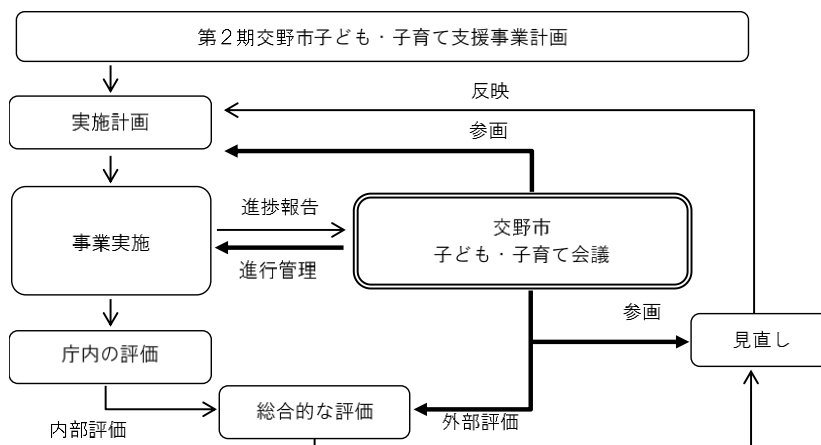
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

■ 計画の点検・評価体制



1 交野市子ども・子育て会議条例

○交野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 4 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 交野市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) その他子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市内の公立及び私立の幼稚園又は認定こども園関係者
- (2) 交野市内の公立及び私立の保育所又は認定こども園関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民(団体)代表者
- (6) 子どもの保護者
- (7) その他市長が適当と認める者

(平成 28 条例 32・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健やか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(交野市幼児問題対策審議会条例の廃止)

2 交野市幼児問題対策審議会条例(昭和47年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成28年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 交野市子ども・子育て会議委員名簿

※敬称略 50音順 ◎会長 ○副会長

所属団体	氏名	備考
市民代表	有元 素子	
交野市民生委員児童委員協議会代表	井戸 靖子	
交野市私立こども園協議会代表	江田 和夫	
学識経験者	◎ 大橋 進	
交野市教育委員会教育次長	河野 宏甲 大湾 喜久男	(~平成31年4月) (平成31年4月~)
市民代表	岡本 真由美	
交野市小中学校校長会代表	小原 千穂	
交野市子育てネットワーク ティンクル代表	高垣 京子	
交野市立幼稚園園長代表	川村 ひと江 中野 敬子	(~平成31年4月) (平成31年4月~)
交野市私立幼稚園園長会代表	富田 泰史	
交野市立幼稚園保護者代表	半埜 真二 森田 絵美	(~令和元年5月) (令和元年5月~)
交野市私立幼稚園保護者代表	南 亜哉 山崎 美和	(~令和元年10月) (令和元年10月~)
交野市私立こども園協議会会長	端野 秀人	
交野市私立幼稚園園長会会長	○ 東口 房正	

3

交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日		議事等
平成30年	10月25日	◆平成30年度第2回交野市子ども・子育て会議 ①第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	11月22日 ～ 12月14日	◆子ども・子育てに関するアンケート調査 ・交野市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）1,600人、交野市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査）1,700人に郵送配布・郵送回収 ・回収結果：814件（回収率50.9%）（就学前児童用調査）、882件（回収率51.9%）（小学生用調査）
平成31年	2月21日	◆平成30年度第3回交野市子ども・子育て会議 ①「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたニーズ調査について ②家庭的保育事業等の認可等について
	4月26日	◆平成31年度第1回交野市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業の見込み量算出について ②教育・保育の提供区域の設定について ③第2期交野市子ども・子育て支援事業計画構成（案）について
令和元年	5月15日	◆平成31年度第2回交野市子ども・子育て会議 ①幼児教育・保育の無償化について
	6月26日	◆平成31年度第3回交野市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ②第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
	7月26日	◆平成31年度第4回交野市子ども・子育て会議 ①交野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ②第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	9月26日	◆平成31年度第5回交野市子ども・子育て会議 ①第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	11月28日	◆平成31年度第6回交野市子ども・子育て会議 ①第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ②第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）にかかるパブリックコメントの実施について
	12月9日 ～	◆第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）にかかるパブリックコメントの実施
令和2年	1月10日	
	2月5日	◆平成31年度第7回交野市子ども・子育て会議

	用語	解説
カ行	家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	合計特殊出生率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点（地域子育て支援拠点）。地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児の保護者を対象にした交流の場を提供する事業のことで、地域子育て支援センターでは、子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。
	子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点。主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行っている。
	子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。
	子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始される。 <ol style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関する見込み量に対する提供量を確保していくことになる。

	用語	解説
カ行	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 8 月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）などが規定されている。
	婚姻率	<ul style="list-style-type: none"> 総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子どもの以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。
	次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（平成 37 年 3 月 31 日まで）
	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。
	児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。 用語集「ネグレクト」を参照。
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関。
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給される手当。
	主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育事業の 1 つで、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模 6 人以上 19 人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。

	用語	解説
タ行	待機児童	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業。（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）
	地域子育て支援センター	用語集「子育て支援センター」を参照。
ナ行	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ ② 幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③ 保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④ 地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
	ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
ハ行	発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に脳の機能的な問題が原因で子供の発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)があげられる。
	保育士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所など児童福祉施設において、子どもの保育を行う職員。
	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保育所という。

	用語	解説
ハ行	保育の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
ヤ行	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
	幼稚園教諭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園において、3歳～就学前子どもを学校教育法に基づき教育を行う教員。
	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。
ラ行	離婚率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人当たりの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食などを通して、離乳食に関する講習を行なう事業。
	量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。
	労働力率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第2期

交野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：交野市

編集：交野市健やか部子育て支援課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

TEL:072-893-6406 FAX:072-892-0525
